



# まえばし福祉のまちづくり計画

第2次前橋市地域福祉計画  
前橋市地域福祉活動計画



## はじめに

近年、本格的な「人口減少社会」が到来し、地域における支え合いの取り組みが重要視されてきておりますが、本市といたしましても、いつまでも住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指し、家族とともに地域で支え合って暮らすことができるような、質感のある暮らしやすい前橋づくりを進めてまいりたいと考えております。



こうした中、市民相互の“つながり”づくりの第一歩として位置づけた第1次地域福祉計画の理念を継承しつつ、さらに進化した目標達成を目指し「ひとりより、ふたりより、つながってしあわせ まえばし」を基本理念とする第2次前橋市地域福祉計画を策定した次第です。

この基本理念を実現するため、「1 支え合い・助け合いの場と機会をつくるまえばし」「2 支え合い・助け合いの人を育むまえばし」「3 誰もが安全・安心・健康に暮らせるまえばし」「4 困りごとを共有し、みんなで解決するまえばし」の4つを基本目標とし、地域住民同士が交流を深めながら、住み慣れた環境で、誰もが・いつまでも・安心して豊かな生活を送ることができるまえばしの「しあわせ文化」の実現を目指してまいります。

また、本計画は、地域福祉を推進するにあたり、地域住民の主体的な活動を支援する前橋市社会福祉協議会の「前橋市地域福祉活動計画」と一体的に策定し、計画の推進効果を上げることにいたしました。

今後、基本理念の実現に向け様々な施策を推進するなかで、誰もが気軽に共助・互助を実践できる社会を目指し、市民の皆様と共に前橋市の可能性を広げるべく「新しい価値」の創造に努めてまいりますので、引き続き市民皆様の積極的な参画とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民アンケートや懇談会にご協力をいただきました市民皆様、団体アンケートにご協力いただきました各種関係団体、さらには本計画の策定にあたりご尽力をいただきました地域福祉計画策定委員会委員の皆様にご心より感謝を申し上げ、巻頭のあいさつとさせていただきます。

平成27年3月

前橋市長 山本 龍



## はじめに

前橋市社会福祉協議会は、本計画の策定、見直しにおいて、前橋市とともに市民のニーズにこたえるために、地区社会福祉協議会、自治会連合会、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員、ボランティア団体、子ども会育成団体連絡協議会、障害者団体をはじめとする地域住民の皆様にご協力をいただきました。アンケートや座談会を通じて、貴重なご意見、ご提言をいただいたことに心からお礼を申し上げます。



少子高齢化、単身世帯の増加など、地域社会を取り巻く環境が変化し、また、経済状況も安定する兆しは見えるものの、就労に対する不安を抱え、社会的に孤立し、あるいは経済的に困窮する人も多い中、地域社会の「つながり」がより強く求められています。幸い、前橋市においては、困っている人への援助をしたいと思う人は90%を超え、今まで培われた福祉のまちづくりの土壌が大きく生かされようとしています。

現在、地域福祉活動を支援する社会福祉協議会の役割は、大きく変わろうとしています。交流の場の設置促進、見守り体制の整備や、福祉教育の推進など、市民の助け合い活動に対する支援はもとより、経済的な困りごと等に対する相談、個別支援に際する関係機関の連携の推進をはじめ、福祉を取り巻く環境の変化に応じて、様々なサービスを提供しています。

今後、地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動あるいはボランティア、NPOなどをはじめとする市民活動をしっかりと支援するために、生活の困りごとや生活に望むことをより細やかに把握し、地域に応じたサービスを提供できるよう努めてまいります。「ひとりより、ふたりより、つながってしあわせまえばし」を合言葉に、より多くの市民、前橋市をはじめとする関係機関・団体とともにより豊かな福祉のまちづくりを推進してまいります。

平成27年3月

前橋市社会福祉協議会 会長 梅澤朋子



# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画の位置づけ .....	3
2 計画の期間 .....	3
3 関連する計画 .....	4
4 ニーズの把握 .....	5
5 検討組織と市民意見の収集 .....	6
<b>第2章 地域福祉をめぐる本市の状況</b> .....	7
1 第1次計画策定以降の国の動向 .....	9
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは .....	10
3 地域社会の変化 .....	12
4 支援が必要な市民の状況 .....	14
5 第1次計画の取組状況 .....	19
6 各種アンケートからみられる市民のニーズ .....	23
7 本計画で取り組む課題 .....	26
<b>第3章 基本的な考え方</b> .....	27
1 基本理念 .....	29
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系 .....	30
3 重点課題 .....	32
<b>第4章 市民と市と市社協が協働する施策</b> .....	33
1 支え合い・助け合いの場と機会をつくる まえばし .....	35
基本目標1-1 支え合い・助け合いの場づくり .....	36
基本目標1-2 支え合い・助け合いの機会の提供 .....	38
基本目標1-3 地域で交流する機会の支援 .....	40

2	支え合い・助け合いの人を育む まえばし	42
	基本目標2-1 福祉の担い手の育成	43
	基本目標2-2 地域資源の発掘と開発	47
	基本目標2-3 互いを尊重し合い、協力し合う意識づくり	49
3	誰もが安全・安心・健康に暮らせる まえばし	52
	基本目標3-1 地域ぐるみの安全対策	53
	基本目標3-2 地域生活安全プログラムの推進	55
	基本目標3-3 地域ぐるみの健康づくり・介護予防	59
4	困りごとを共有し、みんなで解決する まえばし	62
	基本目標4-1 情報提供・相談体制の充実	63
	基本目標4-2 利用者本位のサービスと権利擁護の推進	66
	基本目標4-3 困難を抱える市民の孤立防止	68
<b>第5章 計画の推進</b>		<b>71</b>
1	各種団体の役割と連携	73
2	推進体制と進行管理	74
3	圏域の設定	75
4	地区の地域福祉活動の経過と今後の進め方	76
<b>資料編</b>		<b>85</b>
1	設置要綱	87
2	委員名簿	91
3	策定経過	92

# 第1章 計画の概要





# 1 計画の位置づけ

- 地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条（以下「法 107 条」）に基づく市町村地域福祉計画にあたります。
- 前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画（平成 21～26 年度、以下「第 1 次計画」という。）を継承しています。
- 前橋市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が策定する「第 2 次前橋市地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するにあたり、地域住民の主体的な活動を支援する計画です。計画推進の効果を上げるため、「第 2 次前橋市地域福祉計画」と「第 2 次前橋市地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。
- 前橋市総合計画をはじめ、関連する市の計画との整合を図っています。また、群馬県地域福祉支援計画との整合を図っています。

# 2 計画の期間

本計画は、平成 27～36 年度までの 10 か年計画です。ただし、平成 31 年度に中間見直しを行います。

図表 1 本計画の期間

平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
第 1 次						第 2 次									

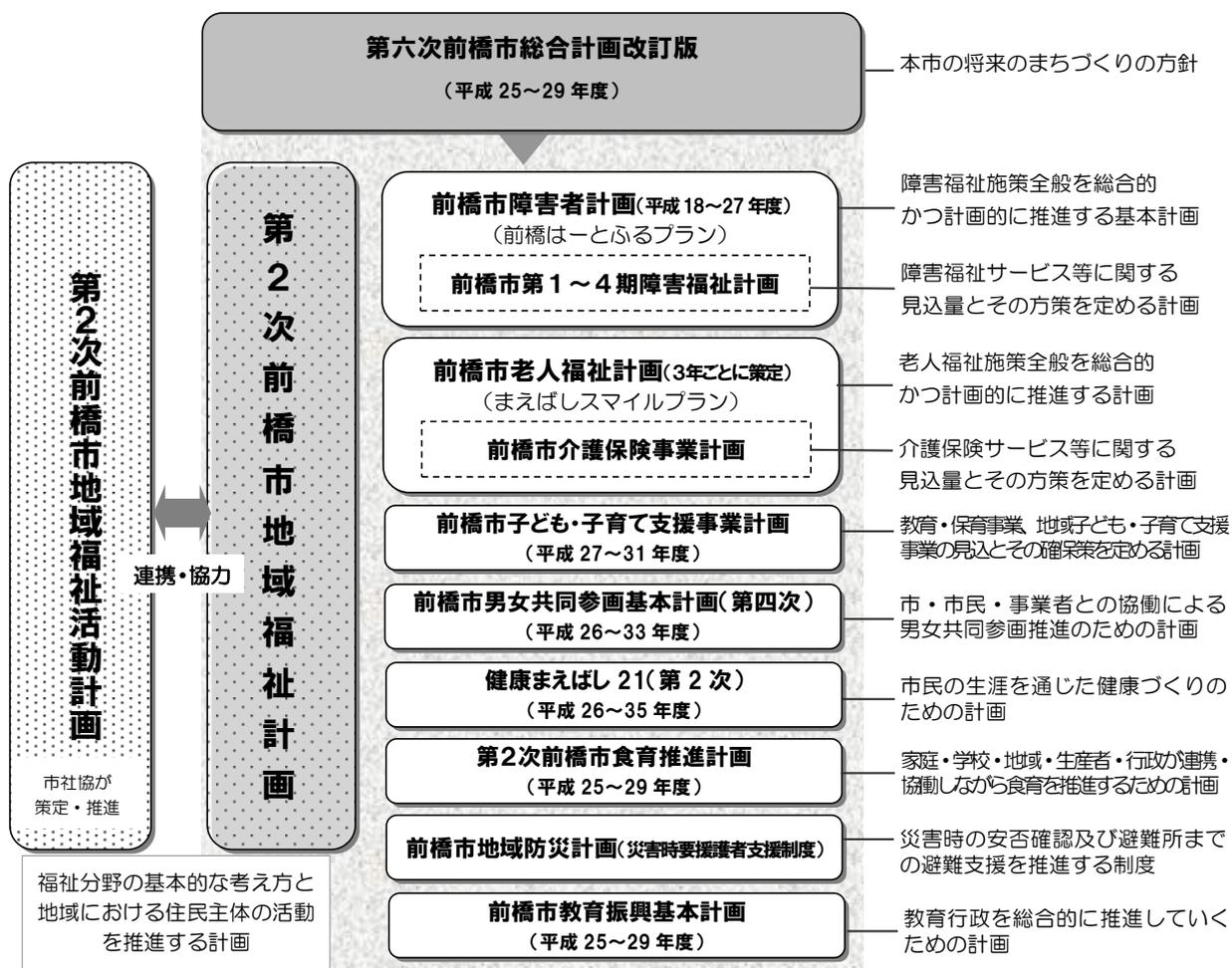
▲  
中間見直し

# 3 関連する計画

第2次地域福祉計画は、本市の最も基本となる計画である「前橋市総合計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定するものです。

また第2次地域福祉活動計画は、地域福祉計画を推進する上での推進力となるものです。

図表 2 本計画と関連計画との関係



## 4 ニーズの把握

第1次計画に対する評価や今後の施策のニーズ等に関する意見を把握するため、以下のアンケート調査を行いました。

図表 3 調査の概要

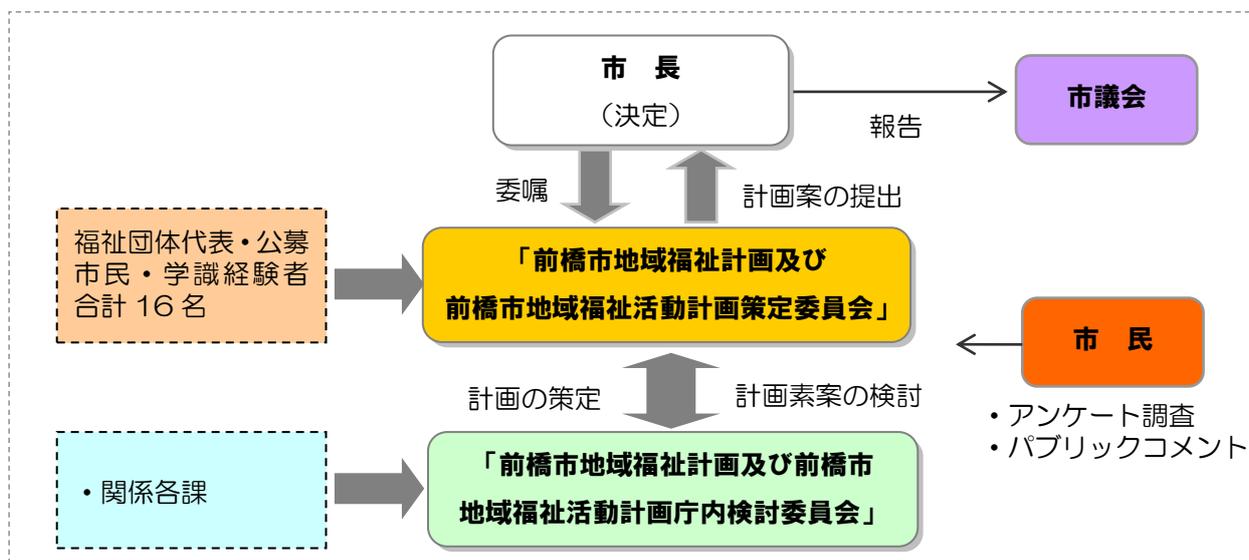
1. 団体アンケート調査		
(地域団体)	調査対象	地域福祉推進に関する団体
	配布数	274
	有効回収率	81.8%
	調査方法	郵送による配布・回収
	調査期間	平成26年6月10日～7月8日
(障害者団体)	調査対象	前橋市自立支援協議会構成団体の代表者 (前橋市肢体不自由児者父母の会、前橋精神障害者家族会あざみ会、前橋市手をつなぐ育成会、前橋市肢体障害者福祉協会、前橋市聴覚障害者福祉協会、前橋市視覚障害者福祉協会、前橋市難病友の会)
	配布数	9
	回収数	9
	調査方法	7月の前橋市自立支援協議会において趣旨説明の上、調査票を配布。8月の同協議会で回収(欠席団体には趣旨説明の電話連絡又は対面での説明により調査依頼)
	調査期間	平成26年7月15日～8月19日
2. 市民アンケート調査		
	調査対象	各地区市民
	回収数	1,162
	調査方法	地区の懇談会、子ども会育成団体連絡協議会集会の際に配布・回収
	調査期間	平成26年1～6月

# 5

## 検討組織と市民意見の収集

本計画の策定にあたり、団体アンケート調査、市民アンケート調査、パブリックコメント手続等による市民の意見・要望を収集しました。また、各種団体、公募市民や学識経験者などで組織される「前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会」の意見を踏まえながら、適切な反映を図って策定しています。

### 〔策定体制〕



## 第2章 地域福祉をめぐる本市の状況





# 1 第1次計画策定以降の国の動向

## (1) 地域福祉計画に関すること



- 高齢者、障害者や児童など対象者別の個別計画では網羅できない「生活課題」への対応、圏域の設定、活動の担い手や拠点が求められました（平成20年3月には「地域における『新たな支え合い』を求めて」（「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」）。
- 東日本大震災の発生により、災害時における要配慮者の把握と支援方法の確立の必要性が再確認されました。
- 高齢者の所在不明問題が全国で発生し、「地域での要配慮者に係る情報の把握・共有、安否確認方法」が求められました。
- 既存の公的サービスの対象とならない社会から孤立化している人が地域で安心して暮らすことができるよう、生活維持の最低限の支援として「見守り」と「買い物支援」が位置づけられ、全国で推進されています。
- 平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、地域福祉計画への反映が求められました。
- 団塊の世代の定年を背景に、「生涯現役活躍支援事業」による地域の多様なニーズと定年退職者など担い手とのマッチングが推進されています。

## (2) 高齢者に関すること



- 平成26年6月に「医療介護総合確保推進法」が成立し、これに基づく新たな介護保険制度改革が開始されます。要支援者に対しては地域の実情に合った“新しい（介護予防・日常生活支援）総合事業”の実施が平成29年4月までに求められることになりました。今後は地域包括ケアを推進し、市が主体となった地域づくり・まちづくりを進める必要があります。

## (3) 障害者に関すること



- 平成23年には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や差別の禁止などが規定されました。
- 平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、虐待が疑われる場合の通報の義務が課されました。
- 障害者自立支援法の改正により、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成25年に施行され、地域における共生社会の実現が推進されています。
- 平成25年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定（平成28年4月1日施行）され、障害者への差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるなど障害者の人権を守り自立と社会参加が進められます。

## (4) 児童に関すること

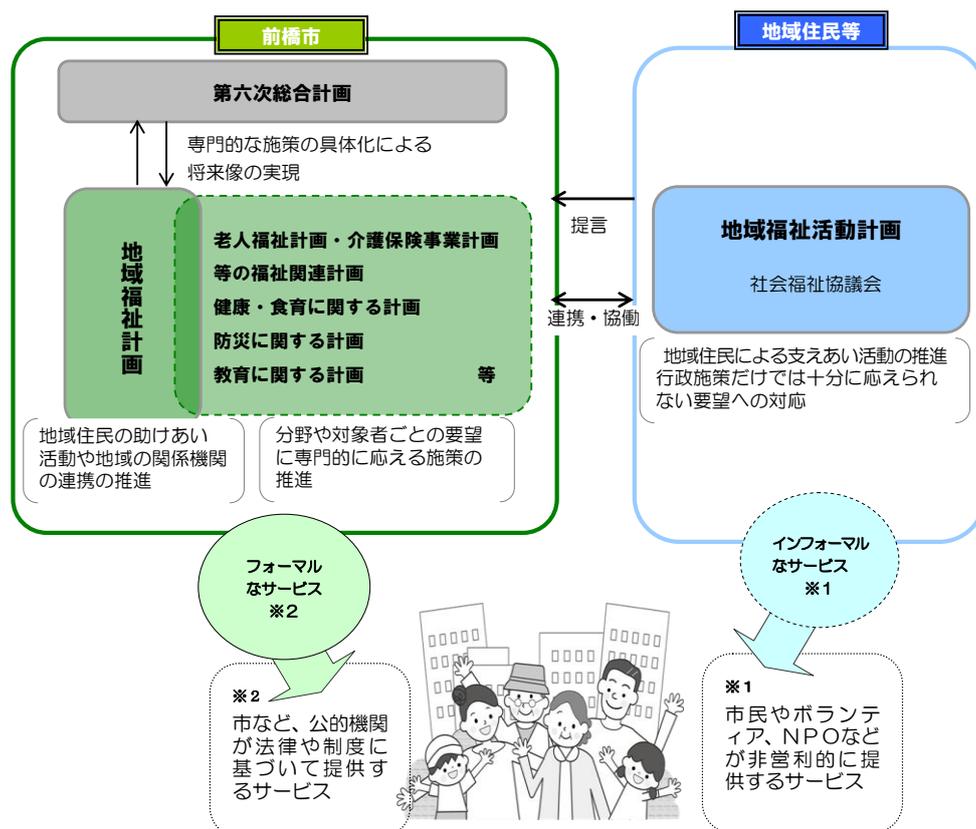


- 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まります。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で地域における子育て支援の構築が求められています。

## 2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画は、市民のニーズにフォーマルサービスとして専門的に応える各種計画（老人福祉計画等）の中で分野横断的な事項（各計画の一部の施策）、地域住民の自主的な取組への支援や市社協など関係機関の連携の構築を位置づける行政計画です。

### 地域福祉計画と市の行政計画の関係・地域福祉活動計画

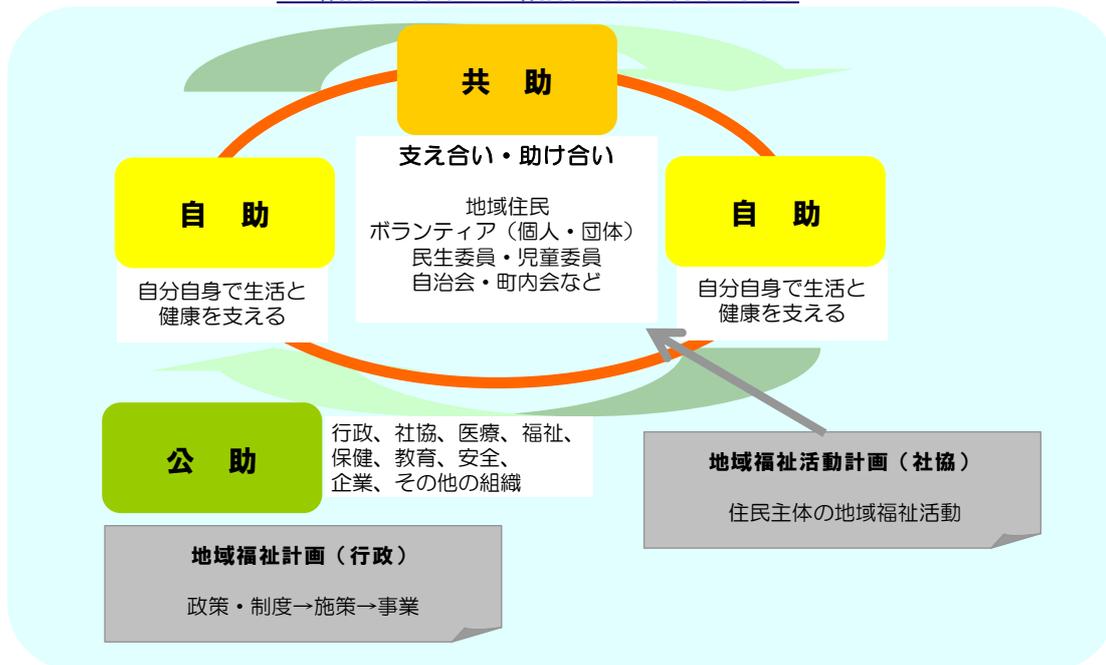


また、地域福祉活動計画は、

- 地域住民が生活の困りごと（生活課題）や生活に望むこと（生活の質）に気づき、
- その解決や達成をめざす取組について考え、
- さまざまな社会資源を活用しながら、生活課題を解決したり、生活の質の向上を図る

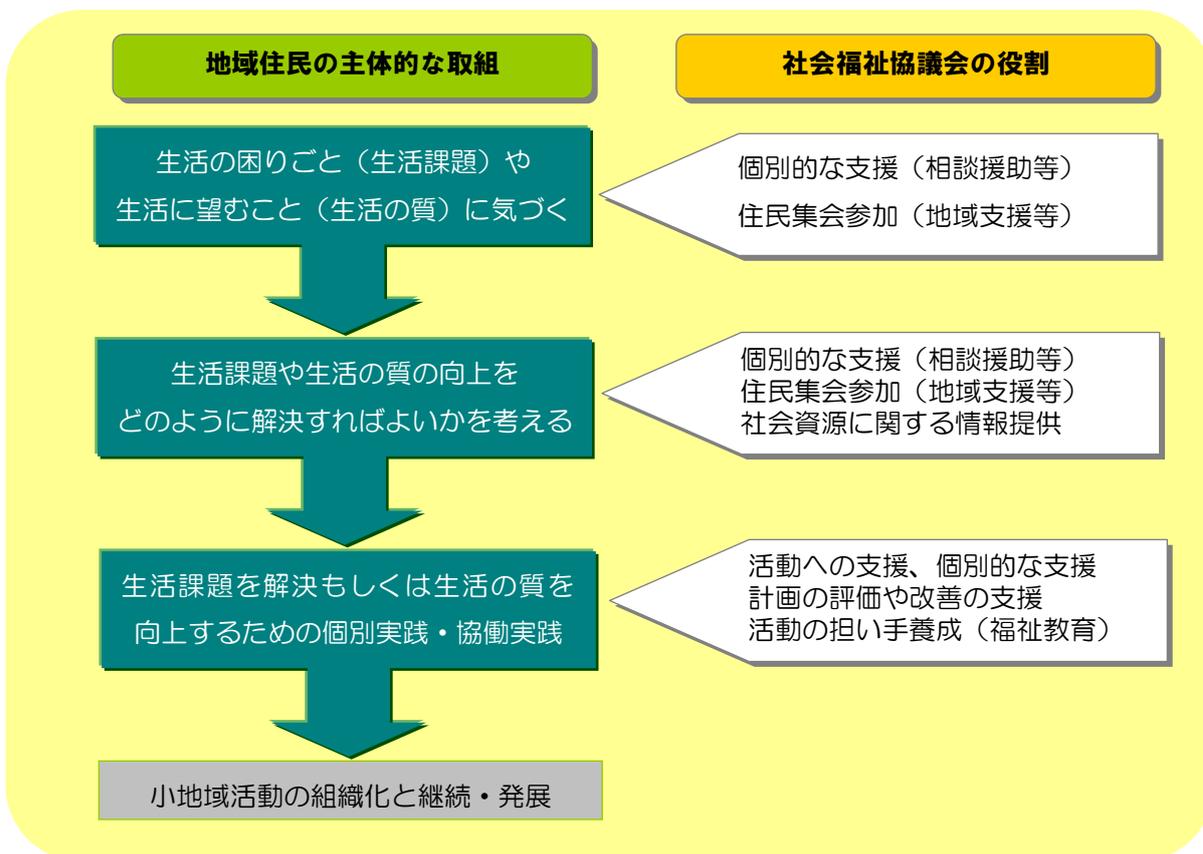
ための市民主体の計画で、市民のニーズにインフォーマル（市民やボランティア、NPOなどが非営利的に提供する）サービスとして応えるものです。

### 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



全社協「地域福祉活動計画策定の手引き」（平成4年）によると、「地域福祉計画」は公的なサービス、及びそれと住民等による福祉活動との連結による総合的なサービスを内容とし、「地域福祉活動計画」は住民等による福祉活動、及び地域福祉計画の実現を支援するための活動を内容としたものとして関係を区分しています。

地域福祉活動計画がめざすのは、地域住民が主体的に取り組む活動と、それをサポートする社会福祉協議会の役割を明確化することです。



# 3

## 地域社会の変化

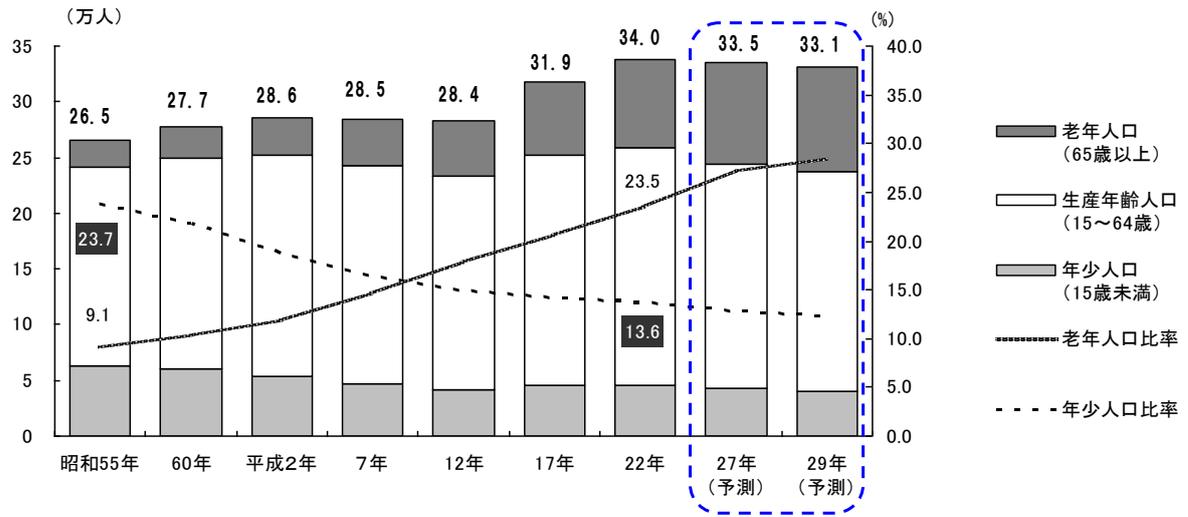
前橋市においても地域社会は大きく変化しており、これからの福祉施策は地域社会の変化に対応した柔軟な視点が求められています。

### (1) 人口の動向

**今後は一層の少子・高齢化の進行と人口減少が予想されます。**

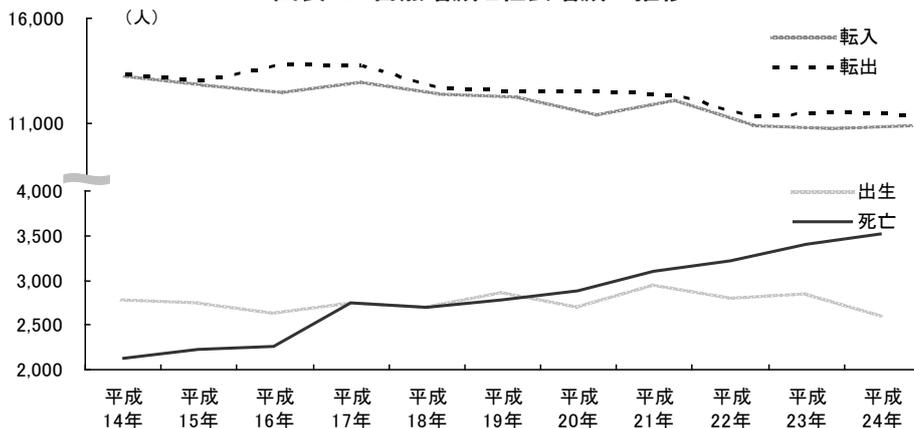
合併後の総人口は30万人台にのぼり、平成22年では340,291人と増加してきました。しかし、平成7年までは年少人口（15歳未満）比率が老年人口（65歳以上）比率を上回っていましたが、その後は逆転し、全国と同様に少子・高齢化が進んでおり、今後は人口減少が進むものと予測されています（図表4）。人口動向をみても出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向で、転入・転出はほぼ一貫して減少傾向にあります（図表5）。

図表4 総人口・年齢3区分人口の推移



資料：国勢調査（平成12年以前は旧前橋市） 予測値は第6次総合計画改訂版による

図表5 自然増減と社会増減の推移

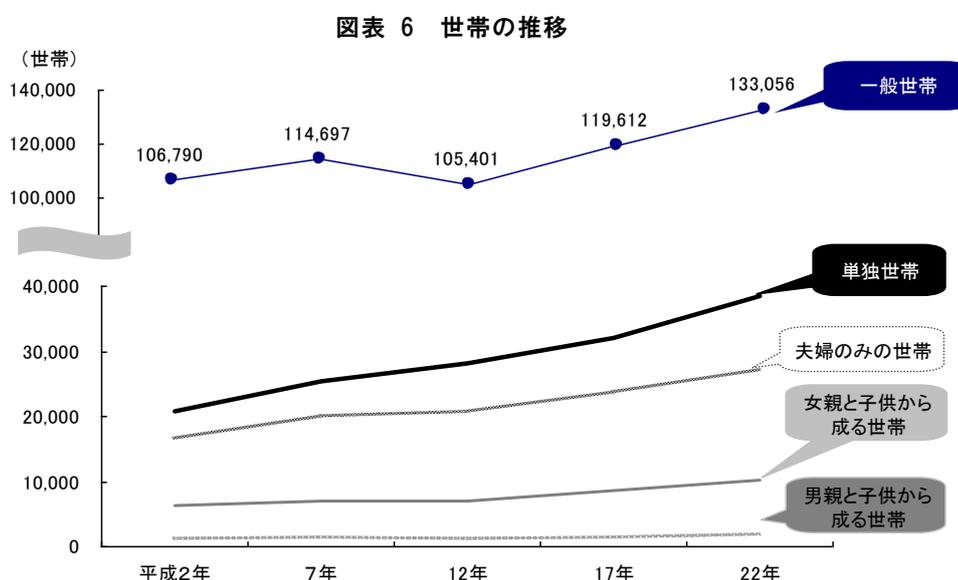


資料：前橋市統計書

## (2) 世帯の動向

### 家族の姿は多様化し、単独化・核家族化が進んでいます。

世帯数は増加しており、平成22年では平成2年の約1.3倍の133,056世帯にのぼります。内訳をみると、平成7年は約25,000世帯であった「単独世帯」（ひとり暮らし）は平成22年では38,277世帯に急増したほか、「夫婦のみの世帯」も増加の一途をたどっています。また、「女親と子供から成る世帯」（母子世帯）は平成2年の6,257世帯から平成22年では10,062世帯へ、「男親と子供から成る世帯」（父子世帯）も1,136世帯から1,771世帯へといずれも1.6倍前後に増加するなど世帯の単独化・核家族化が進んでいます。



資料：国勢調査（平成12年以前は旧前橋市）

**Point!**

→まちの活力が失われないよう、みんなで協力していくことが必要。

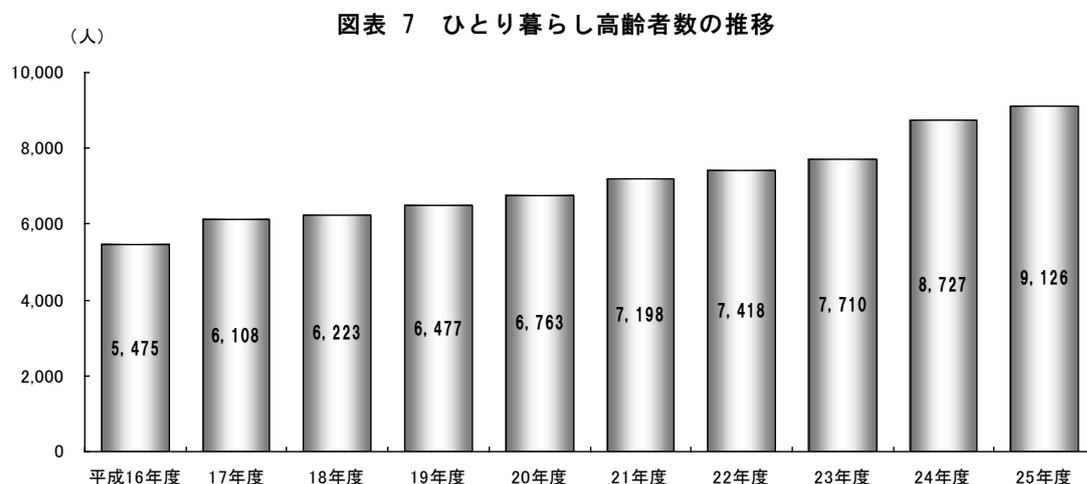
→家族の支えがない人が増え、家族支援を前提とすることは一層難しくなる。

# 4 支援が必要な市民の状況

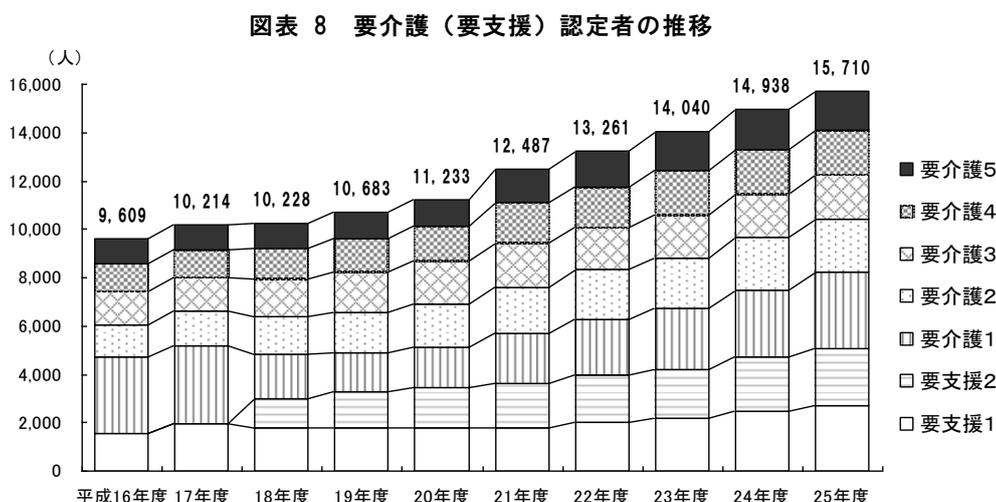
## (1) 高齢者

### ひとり暮らしなど支援の必要な高齢者は増加の一途です。

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者は一貫して増加しており、平成16年で5,000人台であったものが、平成25年度では高齢者全体（88,133人）の約10%強にあたる9,000人を超えています。また介護保険サービスを受けるための要介護（要支援）認定者は平成25年度では高齢者全体の約18%にあたる16,000人弱にのぼり、中でも介護度が軽い要支援や要介護1～2が増加しています。



資料：各年6月1日現在 前橋の福祉



資料：各年度末現在 前橋の福祉（平成18年度以降は要支援は要支援1・2の区分に変更）

**Point!**

→支援が必要なひとり暮らしの高齢者世帯は今後も増加。

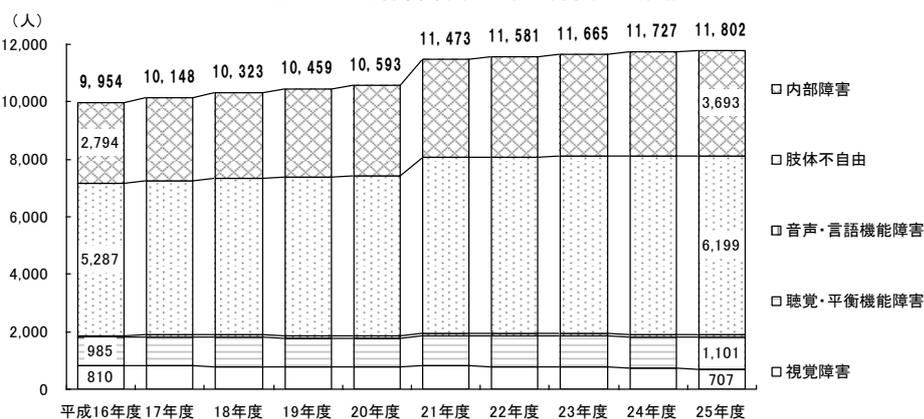
→要介護認定者は増加の一途。地域で暮らすため在宅サービスの充実や介護予防が必要。

## (2) 障害者

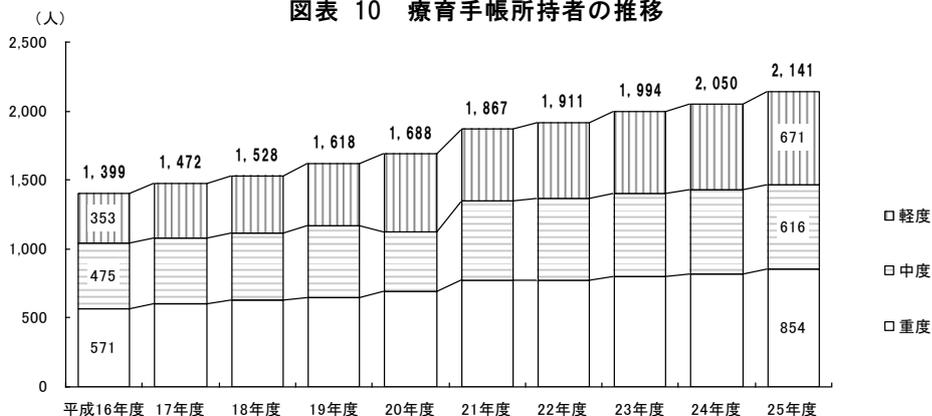
### 障害のある人は増加傾向にあります。

平成25年度末の手帳所持者数は、身体障害者手帳が11,802人(総人口の約3.5%)、療育手帳が2,141人(同約0.6%)、精神保健福祉手帳が1,687人(同約0.5%)といずれも増加傾向にあります。また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数の増加率が高くなっています。

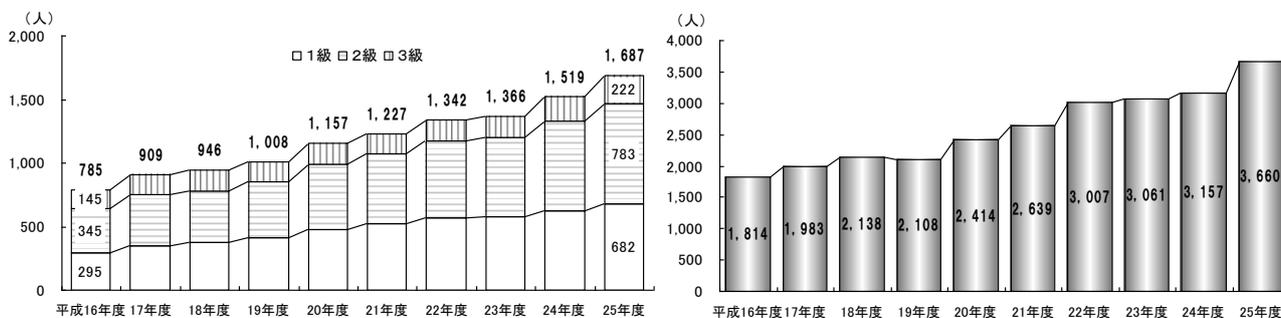
図表 9 身体障害者手帳所持者の推移



図表 10 療育手帳所持者の推移



図表 11 精神保健福祉手帳所持者(左)・自立支援医療(精神通院医療)受給者(右)の推移



資料：各年度末現在 3障害いずれも前橋の福祉

**Point!**

→地域であたいまえに暮らしたいとする障害者が増えています。

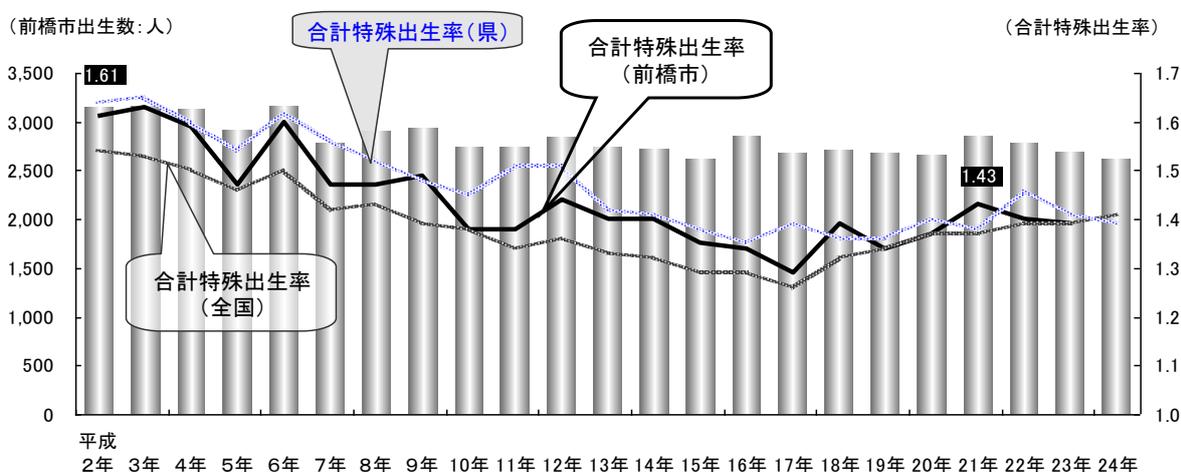
→就労や地域生活が難しい状況であるため、障害者に対する理解が必要です。

### (3) 子ども・子育て家庭

## 子ども数は減少し、育てにくさを感じている家庭も増えています。

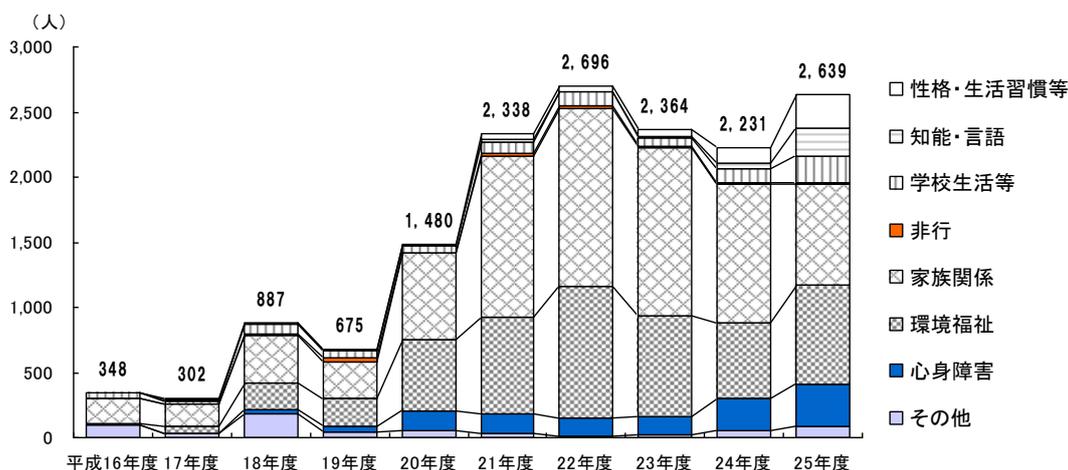
平成2年の出生数は3,000人台でしたが、平成7年以降は2,000人台で推移しており、平成23年以降は約2,600人となっています。合計特殊出生率<sup>1</sup>は全国の水準を上回り、平成20年には1.43に回復し、平成25では1.46となっています。さまざまな要因から育てにくさを感じている家庭も少なくなく、近年の家庭児童相談室の指導件数は2,000人台にのぼります。

図表 12 出生数・合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

図表 13 家庭児童相談室の相談内容別指導延件数の推移



資料：前橋の福祉

**Point!**

→家庭の実情に応じた子育て支援が求められています。

<sup>1</sup> 合計特殊出生率：

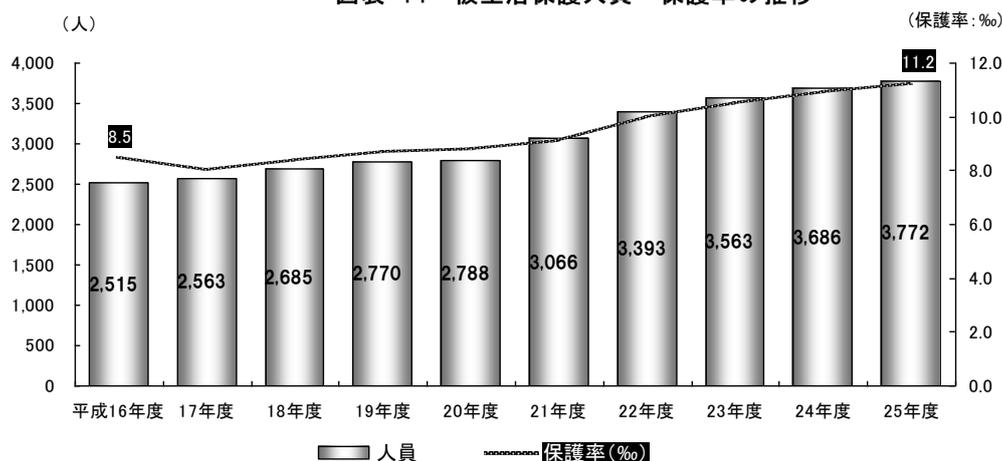
その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当します。

## (4) 生活保護

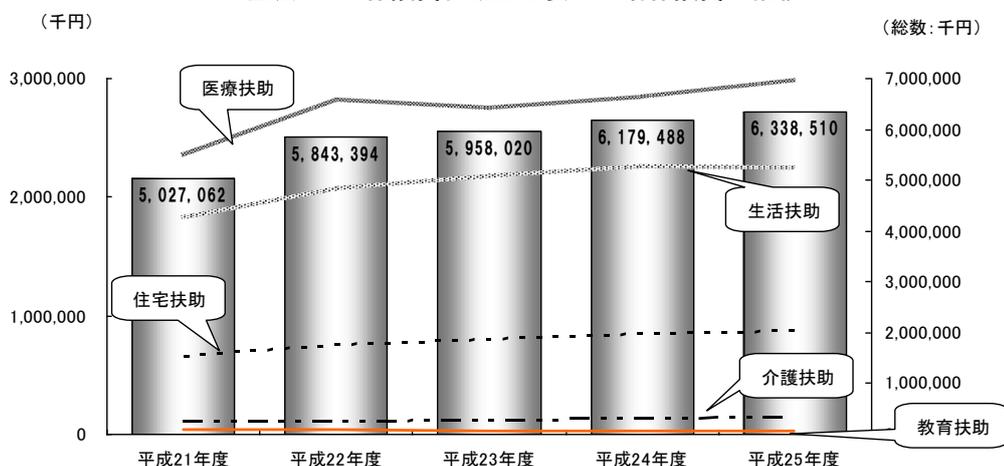
### さまざまな支援が必要な市民が増えています。

生活保護を受けている方は平成25年度では3,772人と10年間で1,000人以上の増加となっています。保護率（対千人）も8.5%<sup>※</sup>から11.2%<sup>※</sup>へと増加しています。扶助費も増加しており、平成25年度では総額63億円を超えています。

図表 14 被生活保護人員・保護率の推移



図表 15 保護費総額と主要な生活保護費の推移



資料：前橋の福祉

**Point!**

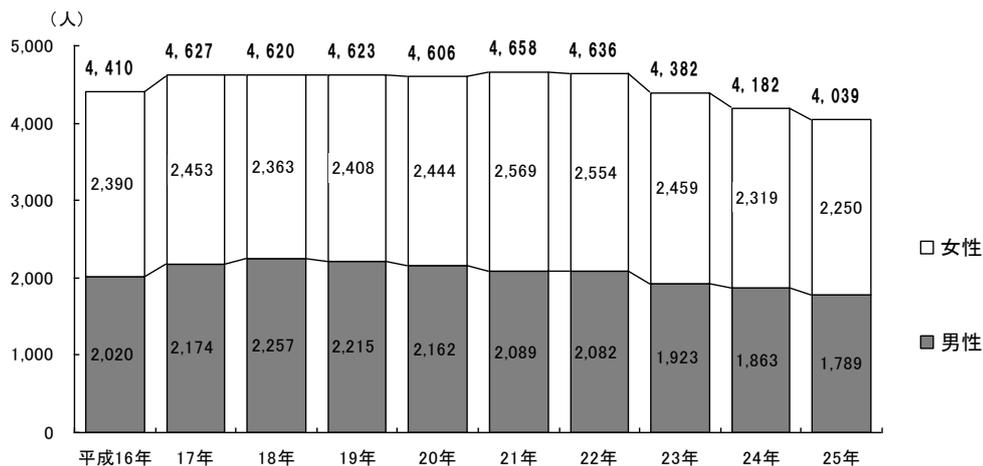
→市民の自立に向けた支援や周囲の理解が求められています。

## (5) 外国人

### 前橋市にも4千人を超える外国人が暮らしています。

国際化の進展により本市も外国人が増加してきており、一時期は4,600人台にのびました。近年はやや減少していますが、平成25年では4,000人を超えています。

図表 16 前橋市の外国人の推移



資料：住民基本台帳・外国人登録人口

### Point!

→言語や風俗、習慣等が異なる人も前橋市民として暮らせる地域が求められています。



## 5 第1次計画の取組状況

### (1) 地域福祉計画の実施状況

庁内関係課に対し、平成25年度に以下の実施区分(図表17)で調査を行いました。

図表17 事業実施区分

評価	内容
A:	計画を上回って実施した
B:	概ね計画どおり施策内容を実施した
C:	施策内容の実施状況は計画より遅れている
D:	他事業との統廃合等、当初の計画から変更実施
E:	事業終了・評価なし

全調査数29のうち、B(概ね計画どおり施策内容を実施した)が24(82.8%)、C(施策内容の実施状況は計画より遅れている)が3(10.3%)、D(他事業との統廃合等、当初の計画から変更実施)及びE(事業終了・評価なし)が各1(3.4%)という結果となっています(図表18)。

図表18 第1次地域福祉計画の取組状況

基本目標	個別施策	調査数	調査結果				
			A	B	C	D	E
1 こころのふるさとづくり	ア 地域活動の活性化	4	0	3	1	0	0
	イ さまざまな交流の促進	3	0	2	0	1	0
	ウ ふれあいのこころの育成	3	0	3	0	0	0
	合計	10	0	8	1	1	0
2 あんぜん・あんしんなしくみづくり	ア 地域生活安心プログラムの展開	2	0	1	0	0	1
	イ 地域活動支援センターの整備	1	0	1	0	0	0
	ウ 健康づくりの推進	3	0	3	0	0	0
	エ 地域の安全確保	4	0	3	1	0	0
	オ 地域の環境整備	4	0	4	0	0	0
	合計	14	0	12	1	0	1
3 身近できめ細やかなネットワークづくり	ア 広報活動の充実	2	0	2	0	0	0
	イ 地域福祉情報のコーディネート	1	0	1	0	0	0
	ウ 関係機関・団体などとのネットワーク化	1	0	0	1	0	0
	エ 地域包括ケアの充実	1	0	1	0	0	0
	合計	5	0	4	1	0	0
総合計		29	0	24	3	1	1
(構成比:%)		100.0	0.0	82.8	10.3	3.4	3.4

## (2) 基本目標ごとの取組の概要（地域福祉活動計画を含む）

市社協が策定する地域福祉活動計画については、地域福祉計画と連動しているため、各基本目標の取組状況は一体的に示すこととします。

### 【基本目標1 こころのふるさとづくりの取組状況】

◇「ア 地域活動の活性化」について、平成18年度から始まった地域づくり推進事業の展開を施策の目標としてきました。事業開始当初は5地区の指定でしたが、下表（図表19）の通り、市内24地区中22地区で地域づくり協議会が発足しています。

図表 19 年度別地域づくり推進事業指定地区の状況

	指定数	指定地区
平成18年度	5地区	上川淵、桂萱、南橋、清里、大胡
平成19年度	5地区	若宮、芳賀、総社、宮城、粕川
平成20年度	5地区	南部(南町・六供町)、天川、下川淵、東、元総社
平成21年度	3地区	桃井、中央、永明
平成22年度	2地区	城南、富士見
平成24年度	2地区	敷島、岩神
平成26年度	1地区	中川

◇「イ さまざまな交流の促進」では、地区社会福祉協議会<sup>2</sup>による地区別活動計画の策定とそれに基づく活動を推進してきました。内容としてはサロン活動が中心で、「高齢者サロン」が平成25年度では第1次計画開始年度の平成21年度の2.5倍に、「子育てサロン」が1.7倍に増加し（図表20）、市内全自治会の75%に「ふれあい・いきいきサロン」が設置されました。サロン活動に取り組むことにより、「町内の高齢者の実態把握」や「担い手である構成団体間の交流」「日常からの見守り」が進みつつあります。なお、地区別活動計画の策定については、計画開始年の平成21年度で6地区、平成25年度末現在では8地区にとどまっています。

◇「ウ ふれあいのこころの育成」では、ボランティア登録数が4,369人から4,729人へ増加しました（図表20）。本所地区の「ふれあいクラブ」、大胡地区の「ともだち」「しゃぼんだま」という住民参加型在宅福祉（地域住民の助け合いで行う有償ボランティア）サービスも行われています。

図表 20 サロン活動・ボランティア登録数の推移

	平成21年度	→	平成25年度		平成21年度	→	平成25年度
高齢者サロン	99か所		248か所	ボランティア	4,369人		4,729人
子育てサロン	14か所		24か所	登録数	(6,405人)		(6,763人)

注：（ ）内はボランティア保険加入者数

<sup>2</sup> 地区社会福祉協議会：

前橋市では、市内を23地区に区分し（戦前からの市域は小学校区、合併区域は旧市町村単位）、地域の特色に応じた住民活動を支援するため、地区社会福祉協議会を設置しています。

このほか男女共同参画の推進も施策として掲げてきました。地域における男女共同参画推進状況を計る目安として、自治会役員における女性割合が平成 21 年度では 10.2%でしたが、平成 25 年度では 11.0%となっています。人口減少・高齢化が進む地域では、男性も女性も個性と能力を發揮して地域福祉活動を等しく担っていく必要があります。

### 【基本目標2 あんぜん・あんしんなくみづくりの取組状況】

◇基本目標2の「ア 地域生活安心プログラムの展開」では、障害者の地域生活の支援として障害福祉サービスの提供を掲げてきました。サービス利用者数・利用量ともに拡大してきています。障害者が安心して地域生活を継続するためには、サービスの充実とともに地域で支えるシステムづくりが必要であり、身近な場所での相談支援など一層の充実とサービスの質の向上を図っていく必要があります。また前橋市自立支援協議会の役割が重要なカギを握ります。

◇基本目標2の「イ 地域活動支援センターの整備」では、主として精神障害者の創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の場として地域活動支援センターの整備を推進してきました。利用者は平成 21 年度以降、200 人前後で推移しています。

◇基本目標2の「ウ 健康づくりの推進」では、23 地区ごとに「いきいき健康教室」を開催していますが、開催状況には地域差がみられることから一層の周知を図る必要があります。また、平成 18 年度の介護保険法の改正により介護予防が重視されたことを受け、本市では「運動・栄養・口腔ケア・認知症予防」等をテーマに各専門職が講習や実習を行うほか、独自の介護予防体操「ピンシャン！元気体操」を各老人センターや地域のサロンなどで定期的実施しています。介護予防サポーターも育成しており、平成 21 年度の 300 人から平成 25 年度では 699 人と2倍以上の増加となりました。

◇「エ 地域の安全確保」は、東日本大震災の際、本市の精神障害や重度身体障害の方などから不安の声があがったため、前橋市自立支援協議会において「災害時における障害者（児）への対応について」をテーマに協議を行い、「前橋市地域防災計画」の見直しに関する提言を行いました。このような活動を背景に、平成 25 年9月から「災害時避難行動要支援者」の登録制度が始まりました。平成 26 年 6 月末で本制度の登録者数は 688 人、安心カード発行数は約 28,000 となっていますが、一層の普及が必要です。また振り込め詐欺や薬物乱用などの対策を強化していくことも地域の安全対策の課題となっています。

◇「オ 地域の環境整備」については、障害者の雇用促進やひとり暮らし高齢者等の生活支援、認知症など判断が難しい市民の成年後見制度利用、日常生活自立支援事業など対象者別の計画に基づき実施してきました。今後も地域の理解と協力の下に各事業を推進していく必要があります。

### 【基本目標3 身近できめ細やかなネットワークづくりの取組状況】

◇「ア 広報活動の充実」では、「広報まえばし」や市社協だより「こんにちは前橋市社協」、市・市社協のホームページによる福祉制度やサービス内容の情報提供を掲げました。高齢者はインターネット活用率が比較的低く、高齢者にわかりやすい多様な情報提供に配慮していくことが大切です。市社協では市民の福祉への関心喚起や福祉活動参加の契機として、地区座談会を開催しており、平成 21 年度の3回の開催から平成 25 年度では 14 回に開催回数を増やしました。

◇「イ 地域福祉情報のコーディネート」では、平成 22 年度から地域担当専門員を配置し、地域づくりや自治会活動を支援しています。また市社協では平成 22 年度から地区担当チーム制を敷き、自治会や民生委員、保健推進員等地域の担い手と連携して個別支援（個人の課題）

に取り組みながら、23 地区で地区別計画を策定するなど活動支援を行っています。

◇「ウ 関係諸機関・団体などとのネットワーク化」では、市社協、老人福祉施設関係団体、障害福祉関係団体等とそれらを所管する各担当課において随時、情報交換や協議を行っています。平成 25 年 4 月からは地域見守り支援事業が始まり、民間事業者（新聞販売業者、電気会社、ガス会社等）からひとり暮らしの高齢者等の異変に関する情報が市（社会福祉課窓口担当）へ提供されることになりました。この通報により、平成 25 年 4～9 月末までに 2 件の孤立死を早期に発見しています。

◇「エ 地域包括ケアの充実」では、平成 21 年度から地域包括支援ネットワークを構築し、全体会議を年 1 回程度、地区会議（各包括の担当区域）を年 2 回程度開催しています。孤立死防止をテーマに自治会や民生委員などをはじめとする地域と介護サービス機関や行政機関との連携を深めてきました。平成 25 年度からは地域ケア会議に発展しており、地域包括ケアの実現をめざしているところです。

### （3）第 1 次計画の総括と第 2 次計画への反映

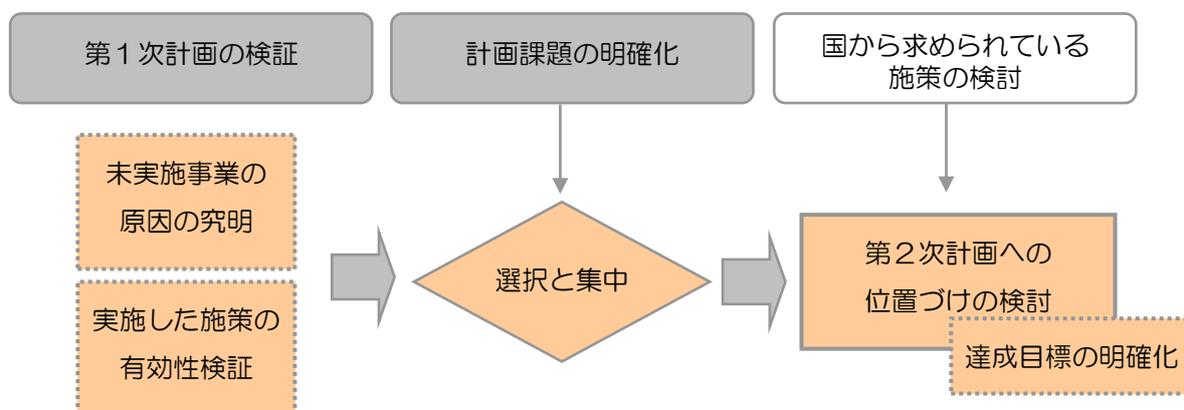
第 1 次計画で記載した施策には概ね計画通りに取り組んできましたが、第 2 次計画での取組として以下の点が挙げられます。

□実施できなかった施策については、その原因を調査し、見直しを図る。

□課題を明確化し、地域福祉を実現する施策として選択と集中を行う。

□国から地域福祉計画への反映が求められている施策について、市の実情に即した導入が必要。

□計画の実効性を確保するため、施策・事業の成果を外部から評価できるよう、あらかじめ達成目標を設定するなどの評価方法が必要。



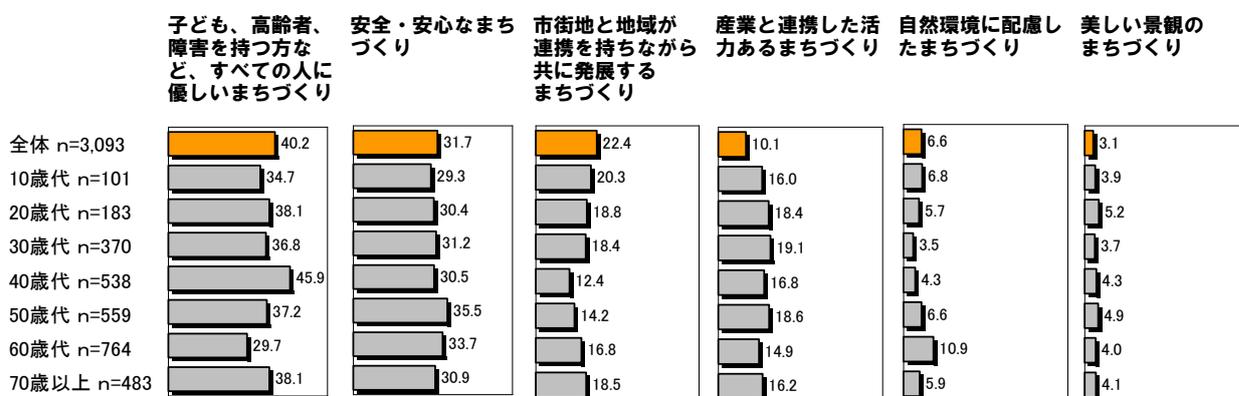
# 6

## 各種アンケートからみられる市民のニーズ

**市民が望むのは、誰にも優しいまちづくりと安全・安心なまちづくりです。**

まちづくりで重要なことは、「子ども、高齢者、障害を持つ方など、すべての人に優しいまちづくり」が 40.2%で最も多く、ほとんどの年代で第1位に挙がりました。次いで「安全・安心なまちづくり」ですべての年代で概ね 30%台にのぼります。

図表 21 前橋市全体のまちづくりを進める際に特に重要だと思うことは何ですか（1つ選択）

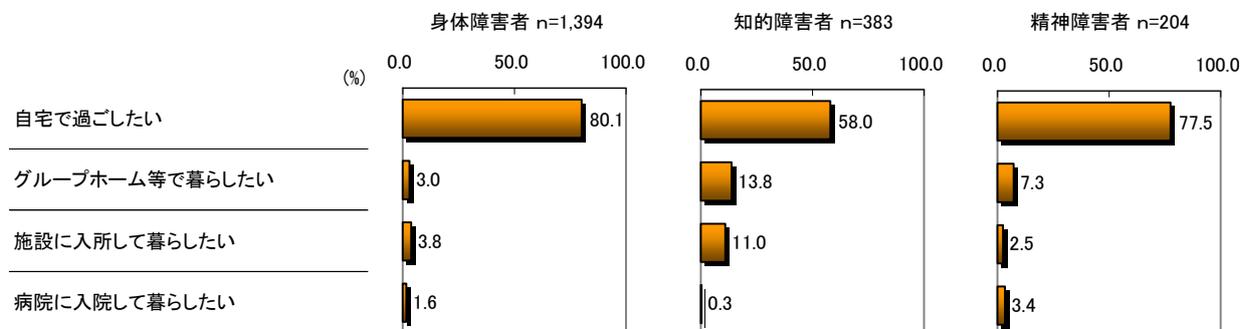


資料：第16回市民アンケート（平成25年度）

**障害のある人の多くは、地域で生活することを望んでいます。**

身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれも「自宅で過ごしたい」が圧倒的に多く、施設や病院を大きく上回っています。

図表 22 今後、暮らしたいところはどこですか（1つ選択）

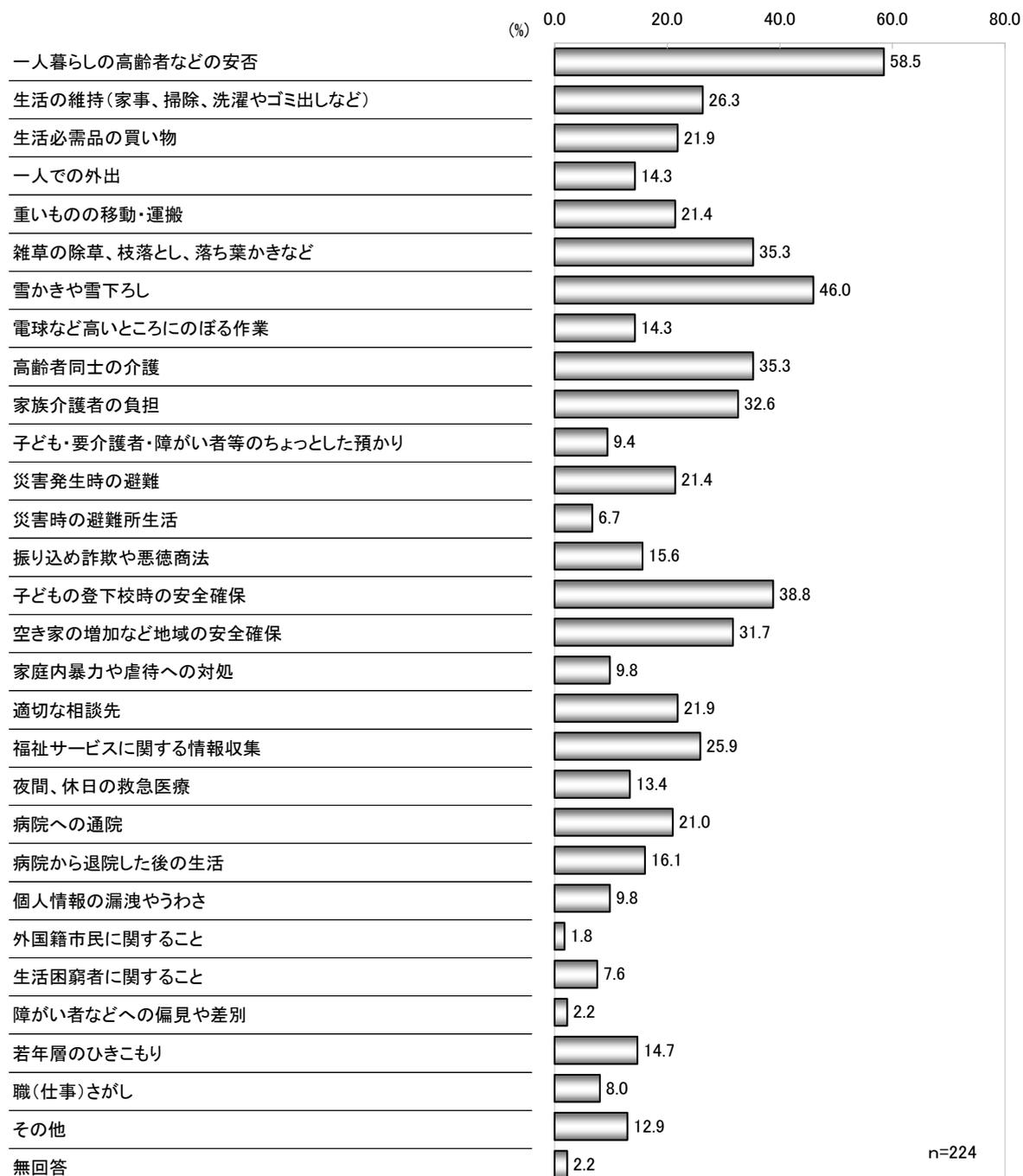


資料：前橋市障害者計画策定のためのアンケート調査（平成18年11～12月）

## 地域の人の困りごとは年齢や家族などによって異なり、多様です。

地域の暮らしの課題に最もかかわりのある自治会や民生委員・児童委員さんなどに質問したところ、「一人暮らしの高齢者などの安否」が58.5%と圧倒的多数にのぼりました。このほか「雪かきや雪下ろし」「子どもの登下校時の安全確保」「雑草の除草、枝落とし、落ち葉かきなど」「高齢者同士の介護」「家族介護者の負担」など多様であることがうかがわれます。

図表 23 地域住民個々の困りごともしくは地域に共通する困りごとは何ですか（あてはまるものすべて選択）



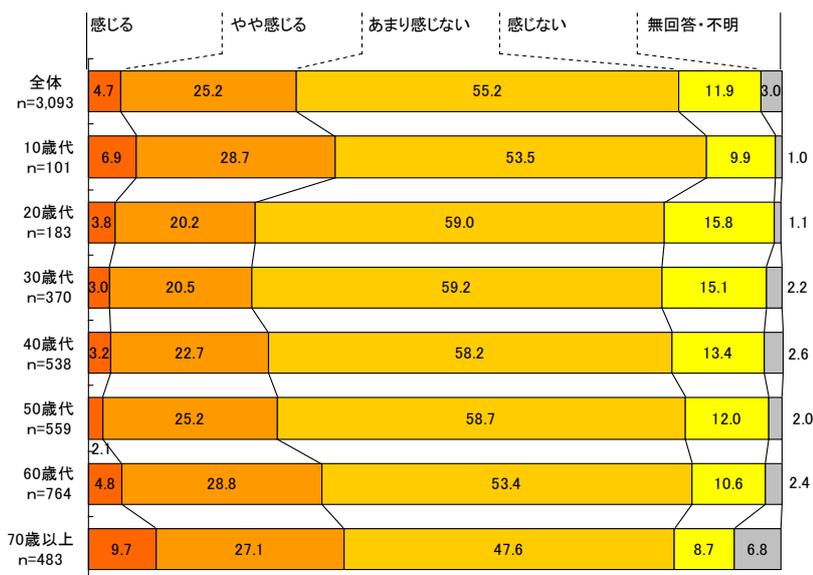
資料：本計画策定のための団体アンケート調査（平成26年6～7月）

注：自治会連合会、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員、ボランティア団体

## 福祉活動に参加している人が増えているという実感はあまりみられません。

全体では「あまり感じない」(55.2%)と「感じない」(11.9%)を合わせ67.1%の市民は福祉活動に参加する人が増えていると“感じない”と回答しています。20歳代～50歳代では70%台にものぼります。

図表 24 福祉ボランティアや福祉活動に積極的に参加する人が増えていると感じますか(1つ選択)

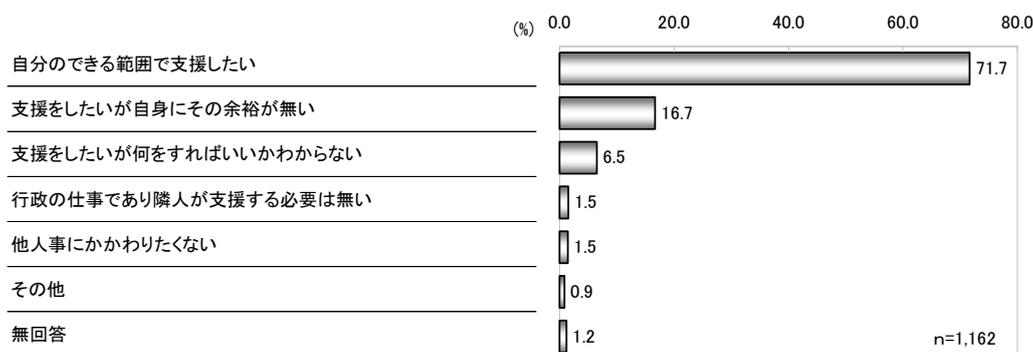


資料：第16回市民アンケート(平成25年度)

## 困っている人への援助の意向のある人は90%を超えています。

支援は「自分のできる範囲で」が70%強にのぼり、「その余裕が無い」や「何をすればいいかわからない」を合わせ、支援意向がある人は94.9%にのぼります。一方、「行政の仕事であり隣人が支援する必要は無い」「他人事にかかわりたくない」とする否定的な意見は各1.5%にとどまります。

図表 25 あなたは、支援を必要としている隣人への援助をしたいと思いますか(1つ選択)



資料：本計画策定のための市民アンケート調査(平成26年1～6月)

## 7 本計画で取り組む課題

第1次計画の検証、本計画で新たにに取り組むべき課題等を次のように整理します。

### 助け合う基礎を さらに進化させる

地域づくり推進事業が全市的に広がり、地域が主体となる活動の基礎ができ上がりつつあります。またサロン活動も活発化し、広がってきています。

今後は地区社会福祉協議会が地域の実情に応じた計画的な福祉活動に取り組めるよう、環境づくりが求められています。

### 福祉の人材づくりと 社会資源の開発を すすめる

ボランティアは着実に増えています。生活課題解決への大きな力となるよう、民間事業者やNPO、ボランティアなどの多様な活動を支援する必要があります。

一方で人材の高齢化、硬直化が心配されており、若い世代の育成や退職者の活用など多様な市民の参画と育成が必要となっています。また、各種団体、大学や企業などの社会資源にも目を向けることが大切です。

### みんなで安全で安心 な暮らしをつくる

東日本大震災の教訓は、愛着のある地域で安全な暮らしを守るには市行政だけでは困難なことを改めて伝えてくれました。

また、ひとり暮らしや認知症の方が増えており、従来の制度では対応できない見守り、買い物などの生活支援が差し迫っています。地域の多様な生活課題を広く受け止め、住民参加型在宅福祉サービスなども含め、柔軟に対応することが必要です。

健康は自立した生活の基本です。健康を維持することによって、支える側に立つことが可能です。健康づくりや介護予防は地域の人みんなで一緒に行うことによって継続する力も増してきます。

### みんながしあわせに なるための文化を つくる

多様化する生活課題に対応するためには、各種サービスの情報発信、相談体制の確立が基本です。また、利用者本位のサービスを提供するためには、必要に応じた援助が求められます。

生活困窮者、ひとり親家庭、引きこもりなど困難を抱える市民が増えていますが、地域から孤立していることが多く、行政の相談窓口で待っているだけでは支援につながりません。こうした困難を抱える市民を早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。

## 第3章 基本的な考え方





# 1 基本理念

障害の壁を越えて市民相互の“つながり”をつくっていく第一歩として位置づけた、第1次計画の理念を継承するとともに、さらに進化した目標達成をめざすよう、またより市民に親しまれるよう、次の理念を掲げます。

まえばしのしあわせ文化の実現

**ひとりより、ふたりより、  
つながってしあわせ まえばし**

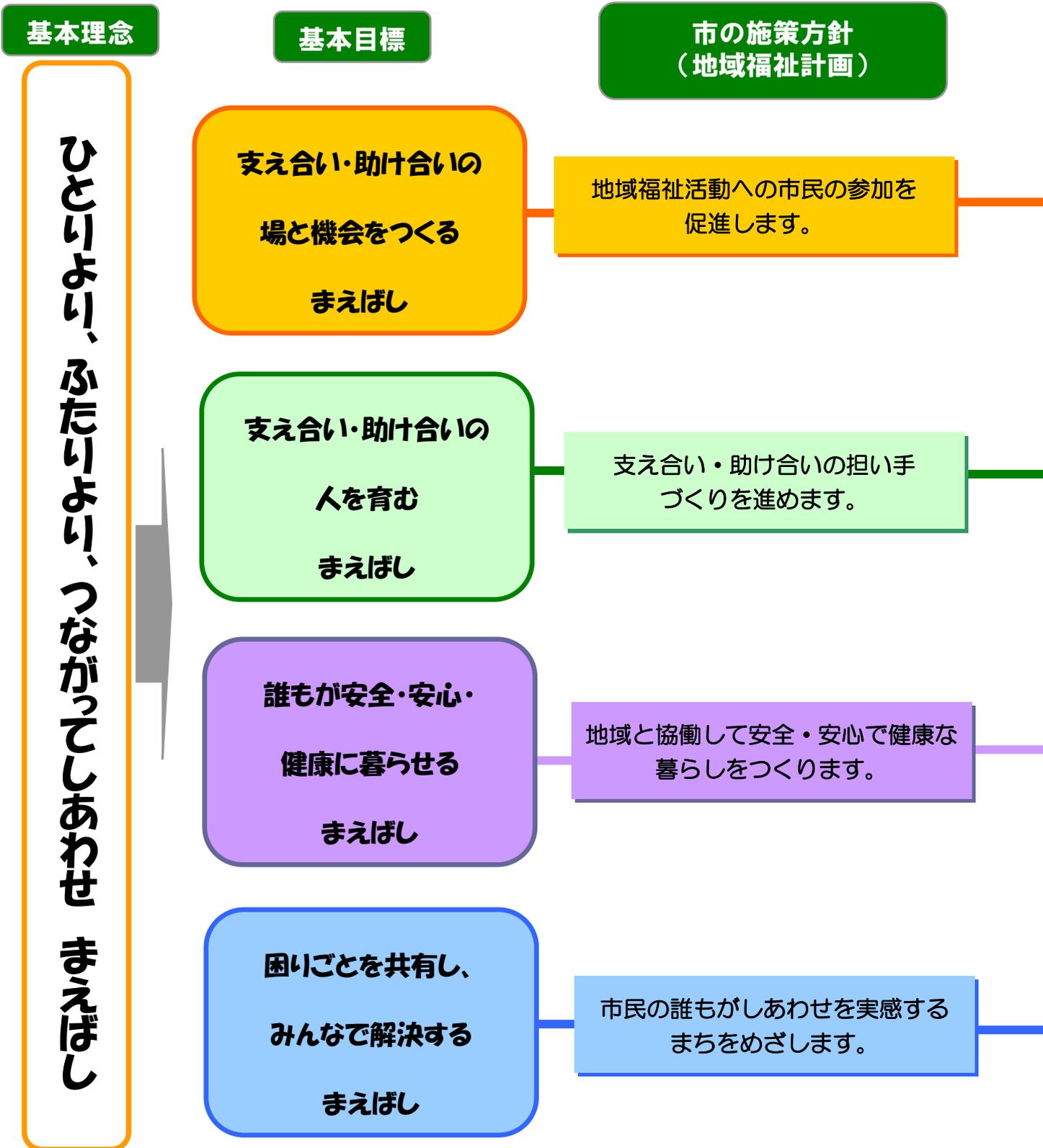
地域住民同士が交流を深めながら、住み慣れた環境で、  
誰もが・いつまでも・安心して、豊かな生活を送ることができる  
まえばしの「しあわせ文化」の実現をめざします。



# 2

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系

基本理念を実現するため、4つの基本目標を設定し、市の施策方針、市社協の支援方針を掲げるとともに、市民の取組を示します。



**(地域福祉活動計画)**

**わたしたち市民の取組**

**市社協の支援方針**

1 無理なくできる  
支え合い・助け合いを見つけ、  
参加しましょう。

市民の支え合い・助け合いに  
参加する機会を支援します。

2 支え合い・助け合いを学び、  
担い手相互が交流・連携する  
機会に参加しましょう。

支え合い・助け合いの  
学びを支援します。

3 みんながつながって地域の安全・  
安心を守りましょう。そのためにも  
いつまでも健康で過ごしましょう。

地域の安全・安心対策の  
取組を支援します。

4 みんなが主体的にサービスを利用  
できるよう協力しましょう。  
一人の孤立者も出さない地域づくりに  
協力しましょう。

利用者本位のサービスを推進します。  
孤立者を出さない地域づくりを  
支援します。

## 3 重点課題

この計画で重点的に取り組む課題として以下を掲げます。

### ◇地域における社会的弱者の支援と孤立化の防止

ひとり暮らし高齢者、生活保護、ひとり親、子どもの貧困、引きこもり、ニート、認知症高齢者等、他の福祉計画で対象となっていないことが多い市民の支援を進めるとともに、孤立することがない、みんながつながる地域づくりの実現をめざします。そのためにも、地域の課題や福祉について、一層、学び合い、率直に話し合う交流の場づくりを促進し、福祉の担い手の育成につなげていきます。

### ◇地域における虐待、DVの防止

老人福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、男女共同参画基本計画ではそれぞれ虐待やDV等の防止対策が位置づけられています。

いずれも地域の虐待やDV等暴力を察知する目と行動がカギを握ることから、正しい理解と防止対策の普及を図り、すべての市民のいのちが守られるまちをつくります。

### ◇生活支援サービスへの地域住民の参加

「医療介護総合確保推進法」に基づく新たな介護保険制度改革がスタートし、平成29年4月から“介護予防・日常生活支援総合事業”の一貫として、要介護度の軽い要支援者が地域で生活するための支援を、地域の実情に即して行うこととなります。このため、多様な人材による生活支援サービスの構築に向けて、地域住民の主体的な参加を推進します。

### ◇地域における災害時の要配慮者支援

前橋市では平成25年9月18日から、「災害時避難行動要支援者」の名簿整備<sup>3</sup>を開始し、関係機関と情報共有を図っています。

災害時の支援の実効性を高めるためには、日常から地域住民相互の協力が必要であり、地域住民等による見守り活動などの取組を強化します。

<sup>3</sup> 「災害時避難行動要支援者」の名簿整備：

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務づけられました。また、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が同年8月に策定・公表されています。

## 第4章 市民と市と市社協が協働する施策





## ◆◆基本目標◆◆

# 1 支え合い・助け合いの場と機会をつくる まえばし

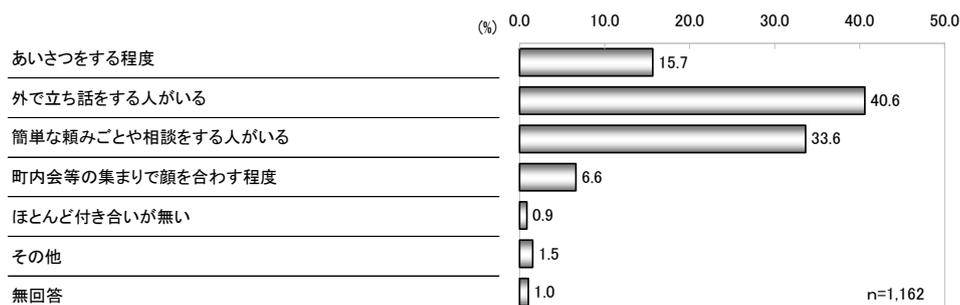


## 基本目標1-1 支え合い・助け合いの場づくり

■市民アンケートから、隣人とのつきあいは「外で立ち話をする人がいる」程度が40.6%と最も多く、「簡単な頼みごとや相談をする人がいる」(33.6%)を上回りました(図表26)。全国的に自治会への加入率が低下している中、本市は平成25年度現在90.8%とたいへん高い水準を維持しています。しかし平成21年度(95.2%)と比較すると減少しており、地域のきずなが薄くなっていると感じる人も少なくありません。

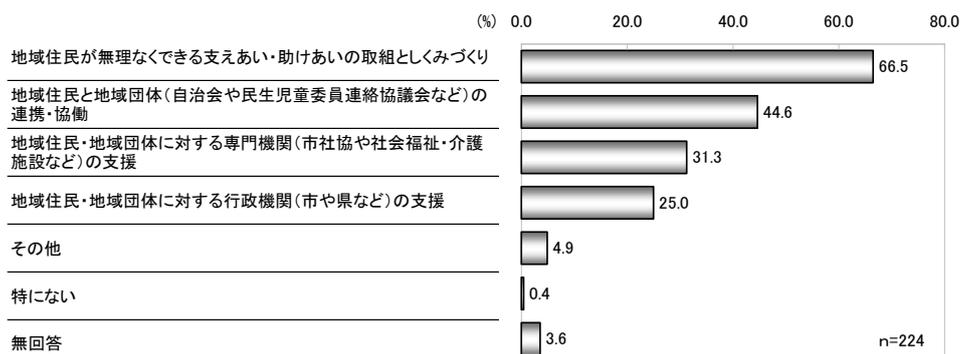
一方で、支援を必要としている人への援助の意向のある人は90%を超えていることもわかりました(図表25)。団体アンケートにおいても、前橋市民が安心して暮らしていくために「地域住民が無理なくできる支えあい・助けあいの取組としくみづくり」が必要との意見が60%台で最多となっており(図表27)、これまで築いてきた助け合い活動を進化させる必要があります。

図表26 隣人とのつきあいの程度について(1つだけ選択)



資料：本計画策定のための市民アンケート調査(平成26年1~6月)

図表27 すべての前橋市民が安心して暮らすために必要なこと(2つまで選択)



資料：本計画策定のための団体アンケート調査(平成26年6~7月)

■これからのまえばしに必要なことは、積極的な「地域住民主体のまちづくり」です。そこで必要な取組と仕組みは、市民が支え合い・助け合いに参加する機会と情報発信を行い、住民と行政の対等な関係づくりや協働の仕組みづくりなどを進める支え合い・助け合いの場です。

### 施策方針1（市の取組）

支え合い・助け合いの場づくりを支援します。

#### 市の取組(事業)

No.	事業	内容	担当課
01	地域づくり推進事業	市内全域において地域の自主・自立性の強化や地域力の発揮が図れるよう、引き続き支援します。今後は成果を検証するなど、取組状況に応じた支援内容を検討していきます。	生活課
02	福祉に関する地区懇談会の開催支援	福祉に関する地区懇談会の開催を支援します。	社会福祉課
03	自治会活動への支援	地域住民相互の親睦及び福祉、文化の向上を図るため、自治会の活動を支援します。	生活課

### 支援方針1（市社協の取組）

小地域ごとの支え合い・助け合いの場づくりを支援します。

#### 市社協の取組(事業)

No.	事業	内容
S01	地区懇談会の開催支援	小地域ごとに市民が生活の困りごと(生活課題)や生活に望むこと(生活の質:QOL)を話し合う機会を支援します。
S02	地区別計画策定支援	小地域ごとに市民が生活の困りごと(生活課題)の解決、生活に望むこと(生活の質:QOL)の向上に取り組む地区別計画づくりを支援します。

## 基本目標 1-2 支え合い・助け合いの機会の提供

- 本市では、学校（幼稚園）と地域社会、関係機関との連携を深め、「開かれた学校づくり」を進めており、社会の要請や地域課題に対応するため「学び」と「地域づくり」を有機的に結合させる“～生涯学習「三つの仕掛け」～”を推進しています。「三つの仕掛け」とは、①子育てを支援する仕掛け ②公民館という仕掛け ③学びを身につけた人々からの仕掛けで、これにより学びを身につけた地域住民を養成・発掘し、住民自らがその成果を社会に還元することにより、社会全体が活力を維持していく「循環型社会」の構築をめざしています。
- 市社協では、社協だより、ガイドブックや市社協ホームページを通じて、地域福祉に関する情報を提供するとともに、ボランティア応援サイトでもボランティアに関する情報を提供しています。また、地区担当者を中心に地区における研修の開催や地区懇談会の開催を支援し、福祉に関する情報を提供しています。



### 施策方針 2（市の取組）

支え合い・助け合いに参加する機会を提供します。

#### 市の取組(事業)

No.	事業	内容	担当課
04	地域福祉活動の支援	市民活動支援センターが市社協と連携し、福祉をはじめとしたさまざまな分野の市民活動に取り組む市民を支援します。	生活課
05	公民館機能の充実（公民館という仕掛け）	地域住民のニーズを踏まえた福祉に関する講座や今日的課題等の解決に向けた講座を開催するとともに、地域情報の発信の場としての充実をめざします。また、幅広い世代の地域住民が集い、いつでも気軽に交流できる居場所としての環境を整え、広く地域づくりの拠点としての機能の充実を図ります。	生涯学習課

## 支援方針2（市社協の取組）

支え合い・助け合いに参加する機会（ボランティアや地域福祉活動）を支援します。

### 市社協の取組（事業）

No.	事業	内容
S03	地域福祉活動に関する情報提供	地域のためにボランティア活動や、自分の経験や特技を生かした活動を希望する方に、必要な情報を提供するとともに、各地域で活動する市民が情報を共有できるよう支援します。
S04	地域福祉活動の支援	市民が主体的に取り組む地域福祉活動（支え合い・助け合い）を支援します。また、地区別計画を実行できるよう地域住民を支援します。
S05	ボランティア活動の支援	市民が主体的に取り組むボランティア活動を支援するとともに、支援を必要とする人の支え合い・助け合いの機会をボランティアに提供します。



### 基本目標1-3 地域で交流する機会の支援

■ふれあい・いきいきサロンとは、歩いていける範囲で市民が交流する地域の拠点です。現在、本市には高齢者が交流するサロン（248か所）、子育て家庭（親子）が参加するサロン（24か所）などがあります。このようなふれあい・いきいきサロンが広がり、市民が地域で交流する機会が増えていくことが期待されます。

#### 施策方針3（市の取組）

市社協と協働し、市民が地域で交流する機会を支援します。

#### 市の取組（事業）

No.	事業	内容	担当課
06	高齢者地域交流事業	高齢者と地域住民が積極的参加のもとに、世代間の交流を深めるための事業等を総合的に行う自治会へ一括交付金の一部として助成を行います。	生活課 介護高齢課
07	ふれあい・いきいきサロン活動の支援	市社協が進めるふれあい・いきいきサロン（市民が交流する地域の拠点）を支援していきます。	社会福祉課

#### 支援方針3（市社協の取組）

市と協働し、市民が地域で交流する機会（サロン活動等）を支援します。

#### 市社協の取組（事業）

No.	事業	内容
S06	ふれあい・いきいきサロン活動の支援	市民が交流するふれあい・いきいきサロンの開設と運営を支援します。
S07	ふれあい・いきいきサロン活動の担い手づくりの支援	市民が交流するふれあい・いきいきサロンの担い手養成を支援します。
S08	地区別計画とふれあい・いきいきサロンの連携支援	地区別計画づくりを通して、各地域の特性を活かしたふれあい・いきいきサロンの開設と運営を支援します。

基本目標1について、市民と市・市社協が共有する推進目標を次のように設定します。

### 〔推進目標〕

項目名	現状	目標	事業番号
	(平成25年度末)	(平成31年度末)	
1 地域づくり協議会設立地区数	22	24	01
2 地区座談会開催回数	14回	23回	02・S01
3 地区別活動計画策定数	8	23	S02
4 自主学習グループ団体数	847団体	920団体	05
5 高齢者サロン	248か所	260か所	07・S06
6 子育てサロン	24か所	30か所	07・S06

## ◆◆基本目標◆◆

# 2 支え合い・助け合いの人を育む まえばし



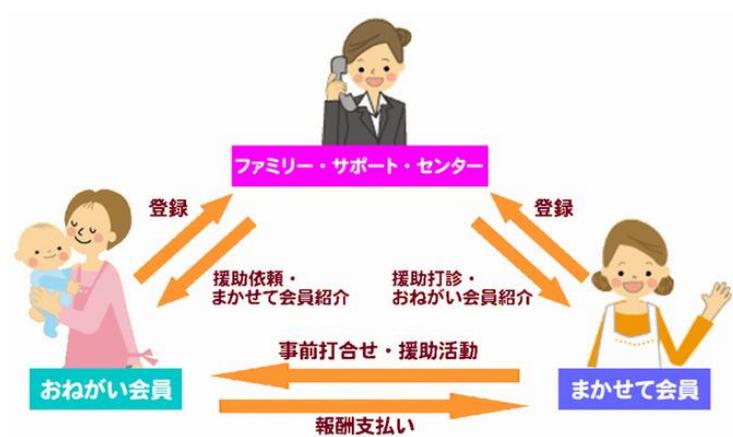
## 基本目標2-1 福祉の担い手の育成

■平成7年の阪神淡路大震災を契機に、市民の自主的な活動やボランティアの活躍が脚光を浴び、市民自らが行う公益活動の重要性が強く認識されるようになりました。本市も平成11年度からNPO・ボランティア等市民活動団体が活動しやすい環境整備や市民活動の活性化を図るための数々の施策を実施してきました。平成17年4月には公設公営の前橋市市民活動支援センター（愛称：Mサポ）を市総合福祉会館内に開設、平成19年11月には運営を民間（NPO法人）に委託し、同年に前橋プラザ元気21に移転しました。平成25年4月からは「特定非営利活動法人 市民活動を支援する会」が運営を引き継いでいます。



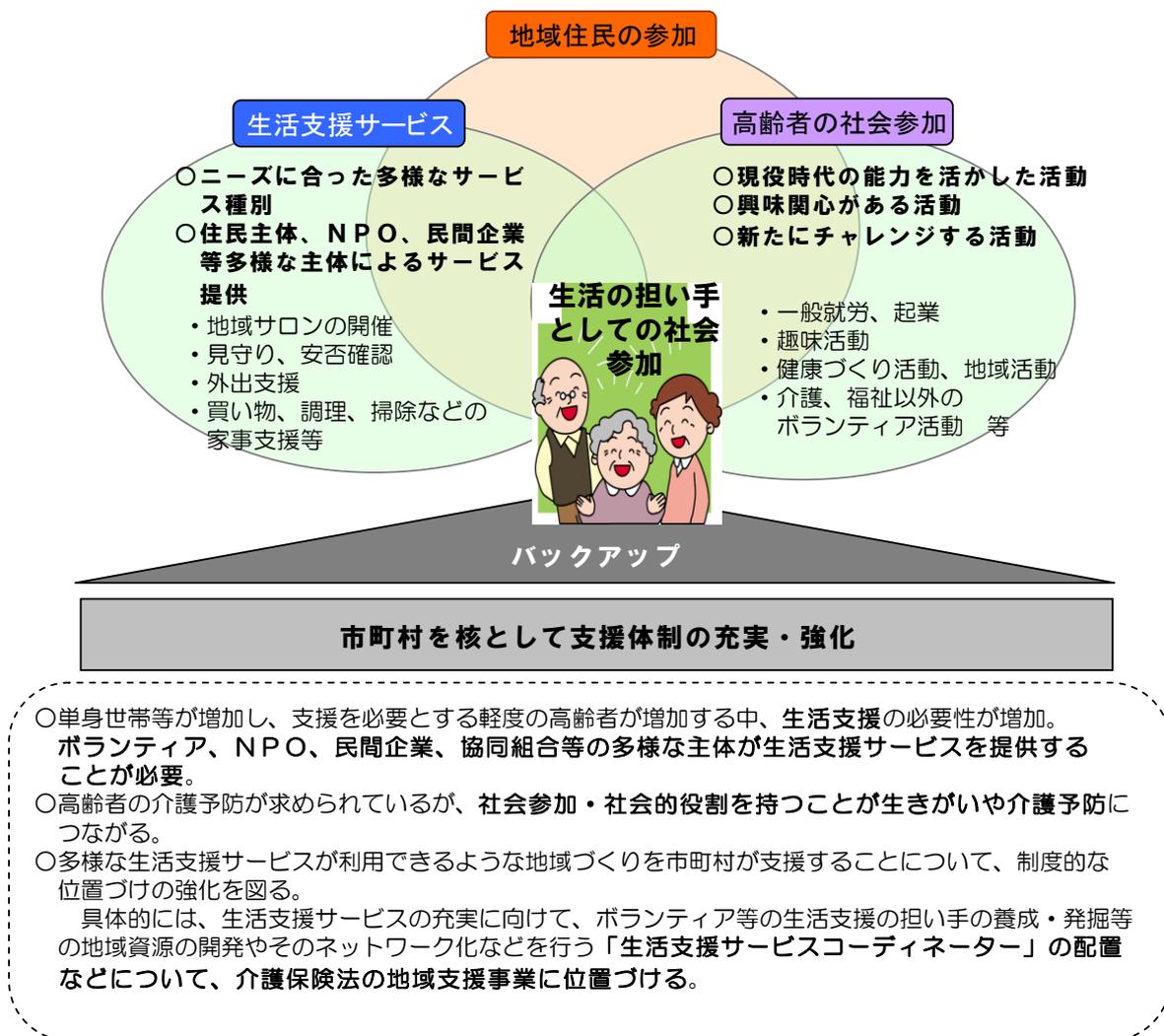
ボランティア情報コーナー

■仕事と家庭の両立支援および児童福祉の向上を目的に「前橋市ファミリー・サポート・センター」を設置しています。これは子育ての手伝いをして欲しい人（おねがい会員）と、子育ての支援を行いたい人（まかせて会員）の相互の援助活動により、子育てを支援する仕組みです。通常の預かりのほか病児・病後児預かり、宿泊の預かり、ひとり親家庭援助などがあります。前橋勤労女性支援協会が運営しています。



■高年齢者の就業意欲は非常に高く、65歳以上まで働きたいとする人が約9割を占めていると言われてしています。生涯現役社会の実現に向けた高齢者の継続雇用や高齢者の就労促進、生きがいつくりや健康の維持向上を図るなど、定年等により現役を引退した後も、地域社会で就労やボランティア活動等の多様な社会活動の選択が可能となるよう環境を整備する必要があります。一方、平成27年度の介護保険制度の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、高齢者の在宅生活を支えるための配食や家事援助、サロンなどの生活支援サービスを提供することになります。ボランティア、NPO等多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制を構築する必要があり、高齢者の活躍の場として期待されています。

図表 28 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加



## 施策方針1（市の取組）

福祉の担い手を育成します。

### 市の取組(事業)

No.	事業	内容	担当課
08	ボランティアの育成	各種ボランティア育成講座等の開催、市民活動支援センターにおける各種相談など、各関係機関が連携して、ボランティアを希望する市民を支援します。	生活課 介護高齢課
09	専門ボランティア団体の養成	点訳や手話などの専門的なボランティアを養成します。また、福祉分野に限らず、他の分野のボランティアに対しても積極的に情報を提供し、ボランティア団体等の相互交流を図り、福祉ボランティア層の拡大に努めます。	生活課 障害福祉課
10	ファミリー・サポート・センター事業の推進	仕事と家庭の両立支援および児童福祉の向上を目的に「前橋市ファミリー・サポート・センター」の活動を支援します。	子育て施設課
11	NPOの育成及び支援	市民活動をより活発化するため、NPOに関する情報提供や相談、NPO法人化に関する相談受付など、活動を支援していきます。	生活課
12	NPO、ボランティアグループへの支援	自発的に活動しているNPO、ボランティアグループを支援し、ボランティアの資質の向上と活動範囲の拡大を図るとともに、市民のボランティア活動への理解を深め、ボランティア層の拡大に努めます。	生活課 社会福祉課
13	福祉情報の提供	誰もがボランティア活動に関する的確な情報を得ることができるよう、福祉情報提供に努めます。	社会福祉課
14	高齢者生きがい活動促進事業	明るい高齢社会の構築に向けて、培った経験と豊かな能力を発揮し、地域に根差した活動を行う団体(老人クラブ等)を支援します。	介護高齢課
15	人材育成プログラムの構築	市社協による、学生、勤労者や退職者など福祉の幅広い人材を育成する制度の開発を支援します。	社会福祉課

## 支援方針1（市社協の取組）

福祉の担い手を育成します。

### 市社協の取組(事業)

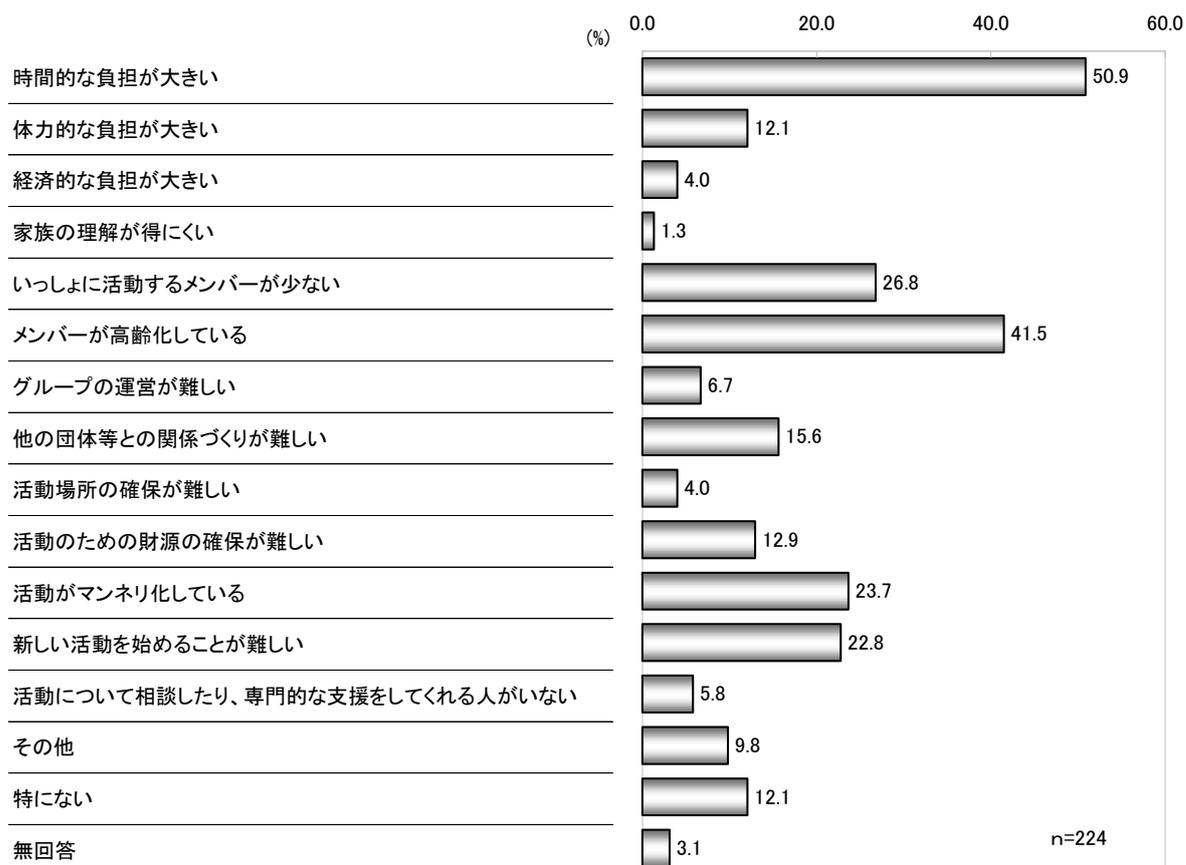
No.	事業	内容
S09	ボランティアの学習活動支援	ボランティア学習の企画実施支援、ボランティアコーディネーション研修など学習を支援します。
S10	ボランティアセンターによる情報提供、情報交換	ボランティア情報の提供、各ボランティア間の情報交換の場の提供を行います。
S11	人材育成プログラムの構築	大学等の社会資源と連携し、人材育成プログラムの開発に関する調査研究に取り組みます。



## 基本目標 2-2 地域資源の発掘と開発

■平成 18 年度から始まった地域づくり推進事業は、市内のほとんどの地区で行われるようになり、地域の特性を生かした取組が行われています。しかし、団体アンケートでは「時間的負担が大きい」「メンバーが高齢化している」「いっしょに活動するメンバーが少ない」といった課題があることがわかりました。新たな人材の発掘、担い手の育成が求められています。

図表 29 地域活動をする上で困っていること（すべて選択）



資料：本計画策定のための団体アンケート調査（平成 26 年 6～7 月）

注：自治会連合会、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員、ボランティア団体

### 施策方針2（市の取組）

地域資源の発掘と連携を進めます。

#### 市の取組（事業）

No.	事業	内容	担当課
16	各種団体への支援	自治会をはじめとする地域に根差した団体の活動を支援します。	生活課 福祉部各課 健康増進課
17	企業の地域福祉活動の支援	社会貢献に意欲のある企業について、地区社協、自治会、ボランティア、NPOなどと連携した地域福祉活動を支援します。	社会福祉課

### 支援方針2（市社協の取組）

地域資源の発掘と連携を進めます。

#### 市社協の取組（事業）

No.	事業	内容
S12	各種団体との連携	自治会、老人クラブをはじめとする地域に根差した団体との連携を推進します。
S13	企業の地域福祉活動の支援	社会貢献に意欲のある企業について、福祉学習等の支援を行います。またボランティア情報の提供や相談など、ボランティアに関心のある人の支援を行います。

### 基本目標 2-3 互いを尊重し合い、協力し合う意識づくり

■市社協では、学校、保護者等が主催する福祉・ボランティア学習への企画協力、職員派遣、職場体験学習の受け入れ、福祉教育教材（車イス、アイマスク、高齢者疑似体験装具等）の貸し出しなどを行っています。また各地区のふれあい広場の開催事業費の支援や福祉コーナー活動への支援を行っています。



高齢者疑似体験

■県は「群馬県 人にやさしい福祉のまちづくり条例<sup>4</sup>」を制定し、普及しています。「福祉のまちづくり」とは、高齢者や障害のある人などの行動を制限するさまざまな障壁を取り除き（バリアフリー）、すべての人が安全で快適に日常生活を営み、いきいきと社会活動を行うことができるまちづくりのことをいいます。

■本市では「学びたい」市民のグループ（10人以上が目途）のもとに市の職員を派遣する、「それいけ！まえばし出前講座」を実施しています。出前講座では、職員の専門的知識をお伝えし、市民のみなさんとともに学び、市政への関心や理解を深めていただくことを目的としています。福祉について学ぶ機会として積極的な活用が期待されます。



■平成 15 年制定した「まえばし男女共同参画推進条例」は男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするものです。条例に基づく「前橋市男女共同参画基本計画（第四次）『まえばし Wind プラン 2014』」（平成 26～33 年度）では、市民の身近な生活に関わる地域活動、防災分野等において、男女共同参画の視点の導入が位置づけられました。



<sup>4</sup> 群馬県 人にやさしい福祉のまちづくり条例：

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動に参加できる社会の実現をめざして平成 15 年 3 月に制定されました。介助を必要とする高齢者、障害者などに対する親切的な対応や思いやりの心を育てるための家庭教育の充実などに取り組むことを県民の役割として規定しています。

### 施策方針3（市の取組）

互いを尊重し合い、協力し合う意識をつくります。

#### 市の取組(事業)

No.	事業	内容	担当課
18	学校における福祉教育支援	市社協が実施している、県等の推進している福祉教育について支援します。	学校教育課
19	社会教育における福祉学習の推進	コミュニティーセンターや公民館において、福祉に関する講座の開催を推進します。また出前講座により地域に出向いて地域福祉について啓発を行います。	生涯学習課
20	前橋市社会福祉大会の開催	社会福祉のさらなる展開を図るため功労者を表敬し感謝の意を表すとともに、福祉への市民の関心を喚起します(市社協と共催)。	社会福祉課
21	人権意識の高揚	地域での活動や家庭、学校、企業などでの人権意識の啓発、人権教育などの充実を図っていきます。	生活課
22	男女共同参画の推進	男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な情報提供、学習機会を提供するとともに、男女が等しく自治会活動をはじめ地域における活動に参画するよう、継続的に周知していきます。	生活課

### 支援方針3（市社協の取組）

市と協働し、市民が互いを尊重し合い、協力し合う意識づくりを推進します。

#### 市社協の取組(事業)

No.	事業	内容
S14	学校における福祉教育の実施	小・中・高校生等に対して、福祉風土づくりの芽が伸びるよう、福祉体験を行う講座を開催します。
S15	地域における福祉教育の実施	地域に出向き、地域福祉について啓発を行います。
S16	前橋市社会福祉大会の開催	社会福祉のさらなる展開を図るため功労者を表敬し感謝の意を表すとともに、福祉への市民の関心を喚起します(市と共催)。

基本目標2について、市民と市・市社協が共有する推進目標を次のように設定します。

### 〔推進目標〕

項目名	現状	目標	事業番号
	(平成25年度末)	(平成31年度末)	
1 市民活動支援センターボランティア登録団体数	230	250	08
2 介護予防サポーター数	647人	1,200人	08
3 手話奉仕員養成講座受講者数	111人	130人	09
点訳奉仕員養成講座受講者数			
4 自治会役員の女性割合	11.0%	20.0%	22

## ◆◆基本目標◆◆

### 3 誰もが安全・安心・健康に暮らせる まえばし



### 基本目標3-1 地域ぐるみの安全対策

■前橋市では平成 25 年9月から、「災害時避難行動要支援者」の登録受付（名簿整備）を開始するとともに、平成 26 年8月には福祉避難所（障害者、妊婦など一般の避難所では生活しにくい方が対象）を設置し、災害に対する備えを進めています。

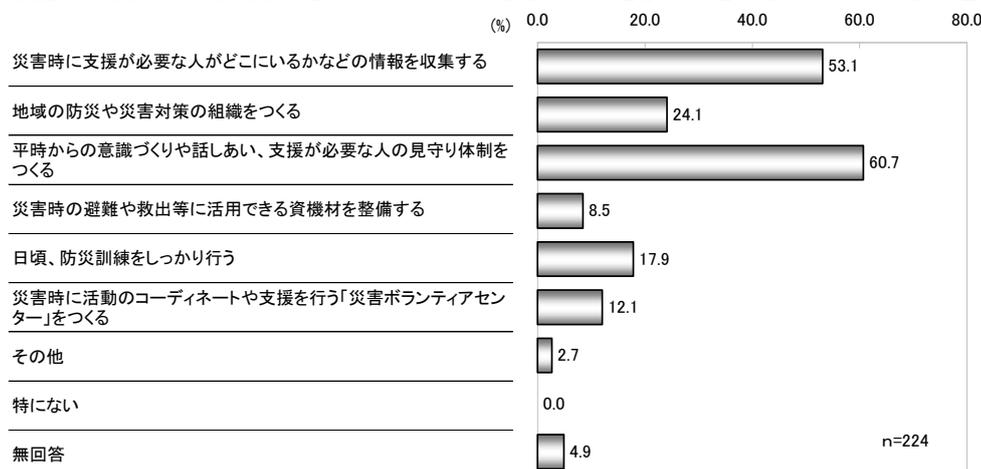
また、要配慮者等に発行する安心カード発行数は、約 28,000 件となっており、今後も市民に周知を図っていきます。



自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶときや、離れて暮らす家族に連絡をとるときなどに備えておく安心で便利なカードです。カード保管場所をどの家庭も冷蔵庫のドアポケットに統一することで、救急隊や警察が駆けつけた場合に、すぐに正確な情報を知ることができるので、より迅速・適切な対応が望めます。

■団体アンケートから、災害時に支え合う活動をするためには「平時からの意識づくりや話しあい、支援が必要な人の見守り体制をつくる」が 60.7%で最も多く、「災害時に支援が必要な人がどこにいるかなどの情報を収集する」が 53.1%で続きました。災害時要配慮者支援対策の基本的な考え方として、「日常から行っていないことは、災害時にもできない」という教訓があり、平時から要配慮者の状況把握、地域住民が相互に協力し合える体制や要配慮者の近隣住民等による支援体制をつくっておく必要があります。

図表 30 災害時に支え合う活動をするためにどのようなしくみが必要だと思いますか（2つまで選択）



資料：本計画策定のための団体アンケート調査（平成 26 年6～7月）

■高齢者、障害者など災害時に支援を必要とする人の増加が見込まれる中、人口減少や高齢化によって地域の防災力が低下しています。国は地震、津波、台風、洪水など自然災害の被害を少なくするため、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」が大切とする“7つの備え”を提唱しています（内閣府「減災のてびき」参照）。



内閣府平成 20 年3月改訂版

### 施策方針1（市の取組）

地域ぐるみで安全対策を推進します。

#### 市の取組(事業)

No.	事業	内容	担当課
23	避難行動要支援者制度の推進	要支援者の情報について、関係機関(自治会等)と情報の共有を図るとともに、関係各課及び民生委員・児童委員等を通じて制度の周知を図り、要支援者が安心して地域での生活を送ることができるよう制度を推進します。	危機管理室 社会福祉課 介護高齢課 障害福祉課
24	自主防災活動の支援	地震などの大規模災害発生時にその被害を最小限に抑えるよう、地域住民による自主防災会の設置を推進し、その活動を支援します。	危機管理室
25	自主防犯活動の支援	前橋市安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、「まちの安全ひろげたい」をはじめとする自主防犯活動を推進し、その活動を支援します。	危機管理室
26	ひとにやさしいまちづくりの推進	建築物や歩道等の段差の解消やノンステップバスの普及促進を通じて人にやさしいまちづくりを推進します。	交通政策課 建築住宅課

### 支援方針1（市社協の取組）

防災・防犯、生活課題の解決に向けた話し合いやネットワークづくりを支援します。

#### 市社協の取組(事業)

No.	事業	内容
S17	安心カード設置事業の推進	高齢者・障害者のいる世帯等に安心カードを配布し、緊急時の生命の安全確保につなげます。
S18	安全対策ネットワークづくり支援	地域の安全対策や生活上のバリアを解決するための地域ネットワーク構築を支援します。
S19	地域における防災意識の向上支援	地域における防災意識を高めるよう講演や研修等の事業を行います。
S20	要配慮者（要援護者）見守りシステムの構築	一体的な支援の強化や災害等緊急時支援の対応力強化のため、地域における声かけや安否確認等を通じた見守りシステムを構築していきます。



県では、ライフライン関係事業者のほか、県域で活動する民間事業者・団体と協定を締結し、地域における見守り活動に取り組んでいます。

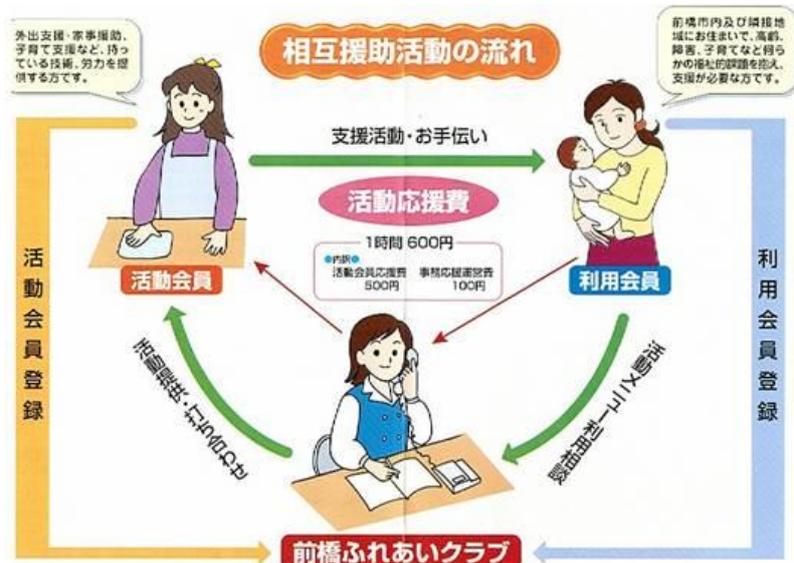
### 基本目標3-2 地域生活安全プログラムの推進

■平成25年度から、県ではライフライン事業者等と協定を結ぶ「地域見守り支援事業」を実施しています。あわせて本市では、平成26年6月から県指定の事業者とは別に民間事業者とも協定を締結し、情報提供を受けることとしました。今後は、締結事業者からの報告により必要に応じて民生委員・児童委員又は警察と連携して状況を確認し、支援策を講じることとなり、早期発見・早期対応が期待されます。

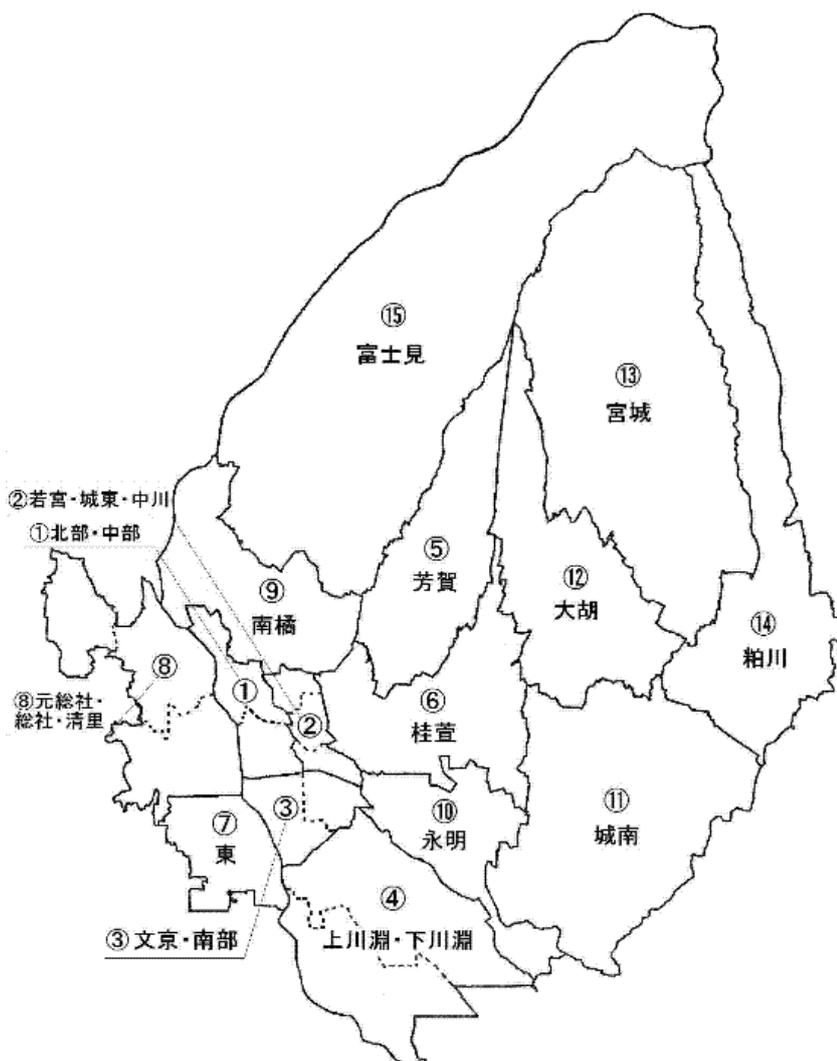
■地域で暮らしていくために、インフォーマルサービス以外の生活を支える多様なサービスを増やしていく必要があります。本市では現在、以下の住民参加型在宅福祉サービスが提供されています。住民参加型在宅福祉サービスとは、サービスを利用する側、提供する側の双方とも地域の住民同士による会員制の助け合い活動です。互いに気がねすることなくサービスを利用・提供できるよう非営利・有償となっています。今後、ニーズの高まりが予想されるため、活動への一層の支援と新たな団体の育成が求められています。

図表 31 住民参加型在宅福祉サービス会員状況及び活動実績（平成25年度）

団体名	①前橋ふれあいクラブ	②子育て支援サークル「しゃぼんだま」	③生活支援サークル「ともだち」
活動内容	家事援助や介護、子育て支援等	子育て支援	家事援助や日常生活の高齢者等への支援
会員間のコーディネート	市社会福祉協議会 ボランティアセンター	市社会福祉協議会 大胡支所	
活動会員(人/団体)	64(うち団体9)	6	22
利用会員(人)	185	111	51
活動件数(件)	550	40	307



■まえばしスマイルプラン（老人福祉計画・介護保険事業計画）では、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供していくため、15の「日常生活圏域」を定めています。各日常生活圏域では、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケア」をめざしています。



■児童虐待への対応については、平成 12 年 11 月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行されました。また「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成 18 年 4 月施行）に続き、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月に施行されました。異常を察知するよう地域の関心を高める必要があります。

## 施策方針2（市の取組）

前橋の地域生活安全プログラムを推進します。

### 市の取組(事業)

No.	事業	内容	担当課
27	地域支え合い体制づくり事業	市、住民組織、NPO、事業者、団体等との協働(新しい公共)により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備など、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進します。	社会福祉課 介護高齢課 障害福祉課
28	ひとり暮らし高齢者実態の把握	高齢者福祉施策の基礎調査とするため、毎年6月1日を基準として、民生委員児童委員の全面的協力により、県が実施する「ひとり暮らし高齢者基礎調査」を行い、ひとり暮らし高齢者の実態を把握します。	介護高齢課
29	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者や予防対象者へ介護予防サービスと配食、見守りや買い物支援などの生活支援サービスを総合的かつ一体的に行うことができる新たなサービスの実施に向けて、本市の実情にあった事業を推進します。	介護高齢課
30	認知症サポーターの養成	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民が主体的に展開していくため、認知症についての正しい知識や対応等に関する講座を開催し、本人や家族を支援する認知症サポーターを養成します。	介護高齢課
31	シルバー人材センターの推進	自らの能力を活かしながら自分なりの働き方で社会参加を希望する原則 60 歳以上の市民に対し、多様なニーズに応じた就業機会の提供を推進します。	介護高齢課
32	虐待防止対策	子ども、高齢者、障害者への虐待を防止するため、関係機関との連携を推進するとともに、市民の関心を高め、虐待が疑われる場合には通報の義務があることを周知します。	子育て支援課 介護高齢課 障害福祉課
33	DV防止対策	前橋市DV防止基本計画に基づき、配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組みます。	生活課

## 支援方針2（市社協の取組）

地域生活安全プログラムへの市民参加を支援します。

### 市社協の取組（事業）

No.	事業	内容
S21	<b>住民参加型在宅福祉サービスの推進</b>	活動への支援、活動・利用会員のコーディネート等を行うとともに、活動・利用会員等の確保に努めます。
S22	<b>生活支援サービスの推進</b>	地域包括ケアシステムの実現に向けて、住民同士の支え合いによる買い物弱者支援を行う活動団体への助成、配食サービスの実施など地域活動への参加を支援します。
S23	<b>災害ボランティア活動の推進</b>	有事にコミュニティ内で助け合う方々を応援する災害ボランティアセンターを開設し、市、県社協、他市町村社協、ボランティア、NPO団体、企業等との連携を図ります。



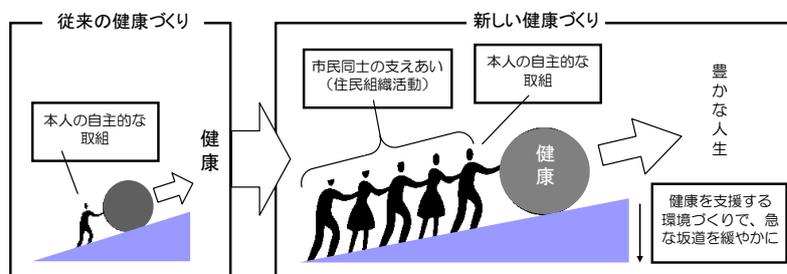
### 基本目標3-3 地域ぐるみの健康づくり・介護予防

■本市においても働き盛りの40歳代から肥満や中性脂肪の有所見者が増え、50歳代からは高血圧・糖尿病など治療中の人が多くなっています。中でも糖尿病は病状の悪化により合併症を生じて人工透析に移行するケースが増えています。高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、不適切な生活習慣と内臓脂肪の蓄積などから起こります。青年期から健康的な生活習慣を心がけること、定期的に健診（検診）を受けることが大切です。

糖尿病腎症による新規透析導入患者数 (人口10万人対) 平成22年	
全国	12.7人
群馬県	16人(全国ワースト6位)
前橋市	20人(平成24年)

■「みんなで取り組む健康づくり」をスローガンに、平成16年度から前橋市健康増進計画「健康まえばし21」に基づき市民の健康づくりを進めてきました。平成26年度からは「健康まえばし21(第2次)」(平成26~35年度)に引き継がれ、「地域ぐるみ みんなで取り組む健康づくり〜

「生命都市いきいき前橋」をめざして〜」を基本理念に、市民が自発的に健康づくりに取り組める環境づく



りを推進しています。また、人生の各段階における継続性のある食育が重要であることから、第2次前橋市食育推進計画(平成25~29年度)に基づき、健康大学で養成された食生活改善推進員が各地区公民館などを拠点に、調理実習等を通じた地域における食育の普及活動を展開しています。

■地域で取り組む介護予防事業として、介護予防サポーター養成研修や自主グループの立ち上げ支援、認知症サポーター養成を行っています。平成25年度から、介護サポーター活動等を応援するため、介護予防活動ポイント制度が始まりました。



#### 介護予防サポーター養成研修・自主グループ立ち上げ支援

介護予防を正しく理解し、地域で自主的に介護予防の取組を実践したり、地域の高齢者を支援できる人を養成しています。研修修了者は介護予防関連事業への参加や地域での自主的な介護予防活動を行います。また公民館や集会所では専門職が「ピンシャン! 元気体操」をはじめとした介護予防プログラムを指導し、自主的に地域で続けられるように支援しています。



#### 介護予防活動ポイント制度

介護保険施設などでの高齢者支援や介護予防サポーターの活動にポイントが付与される制度です(60歳以上の要介護非認定者)。ポイントは前橋中心商店街協同組合(Qのまち)商品券や図書券などと交換できます。

### 施策方針3（市の取組）

地域ぐるみの健康づくり・介護予防を推進します。

#### 市の取組(事業)

No.	事業	内容	担当課
34	いきいき健康教室（出前教室）の開催	市内で活動する団体や学校等の要望に基づき、いきいき健康教室(出前教室)を開催します。 保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が「健康に関する正しい知識」や「健康づくりに役立つ情報」等について講話を行い、市民の健康増進を図ります。	健康増進課
35	地域における食育推進活動への支援	食生活改善推進員や地域で食育に関するボランティアが中心となり、おやこ食育教室や食農教室、高齢者料理教室等の体験型教室等を開催し、食を楽しみながら学ぶ機会を創出します。 また、関係機関や関係団体と連携し、地域づくり事業の一環として「食」を通じた世代間交流を促進します。このほか公民館事業と連携し、バランスのとれた適正な食生活を普及するための料理講習等を行います。	健康増進課
36	介護予防普及啓発事業	高齢者自らが介護予防に向けた取組を主体的に実施できるよう、介護予防普及啓発事業を推進します。	介護高齢課
37	介護予防活動ポイント制度の推進	市民(60歳以上の要介護非認定者)の社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防・健康増進活動を応援する制度を推進します。	介護高齢課

### 支援方針3（市社協の取組）

地域ぐるみの健康づくり・介護予防の取組への市民参加を支援します。

#### 市社協の取組(事業)

No.	事業	内容
S24	健康づくり・介護予防の普及	地域のふれあい・いきいきサロンや老人福祉センター等で介護予防事業が積極的に取り組まれるよう支援を行います。
S25	介護予防活動ポイント制度の運営	市民への説明会、研修会の開催や登録手続きなど、制度の運営を行います。

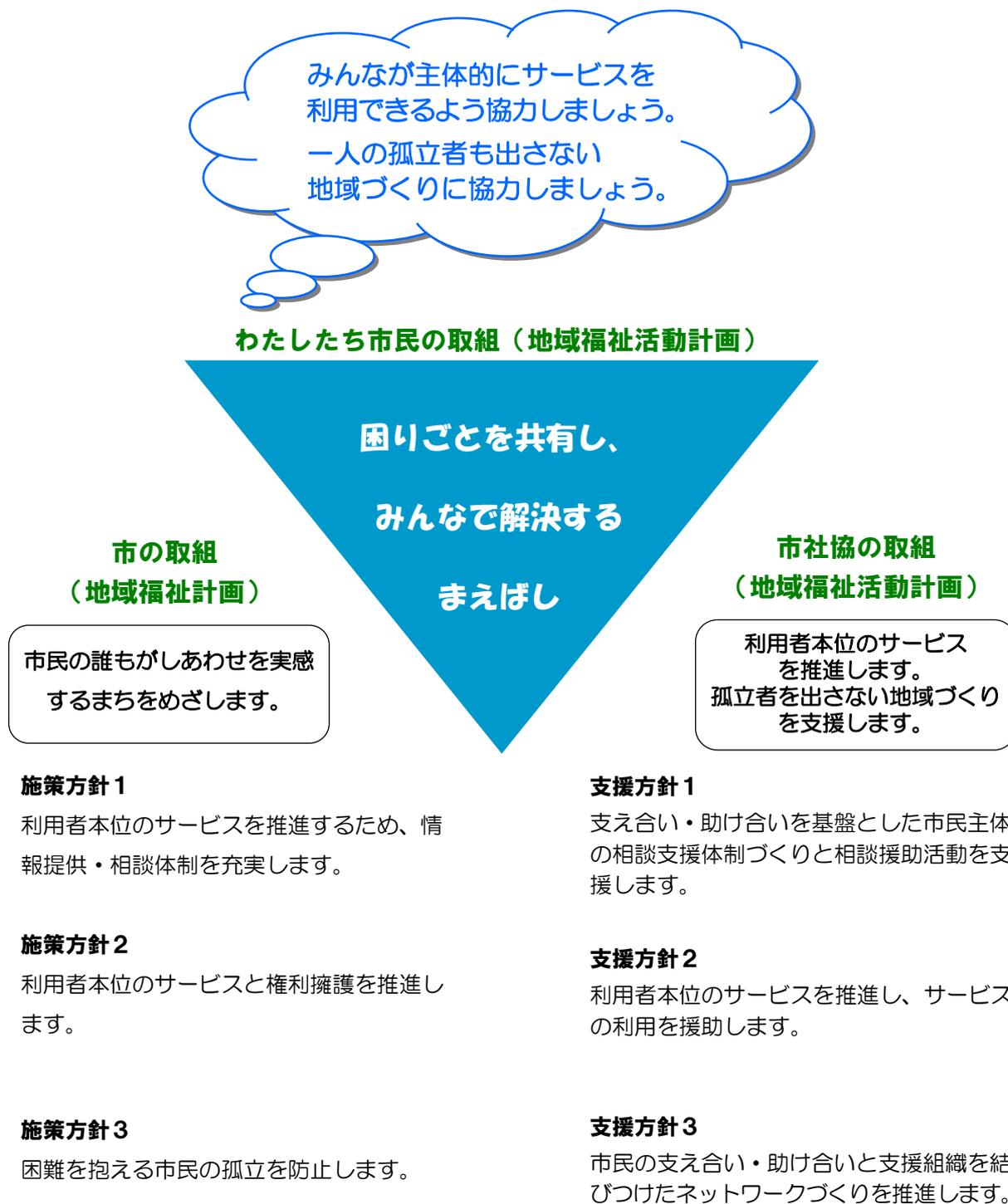
基本目標3について、市民と市・市社協が共有する推進目標を次のように設定します。

**〔推進目標〕**

項目名		現 状	目 標	事業番号
		(平成 25 年度末)	(平成 31 年度末)	
1	住民参加型在宅福祉サービス活動会員数	92人	120人	S 21
2	住民参加型在宅福祉サービス活動件数	897件	1, 200件	S 21
3	認知症サポーター数	14, 049人	20, 000人	30
4	いきいき健康教室 開催数	119回	現状の水準を維持	34
	いきいき健康教室 参加者数	5, 267人	現状の水準を維持	34
5	おやこ食育教室や各種食育教室参加者数	2, 173人	現状の水準を維持	35
6	ピンシャン！元気体操参加者数	60, 053人	65, 000人	36
7	介護予防活動ポイント制度登録者数	647人	1, 200人	37
8	要配慮者（要援護者）見守りモデル事業	—	50自治会	S20

## ◆◆基本目標◆◆

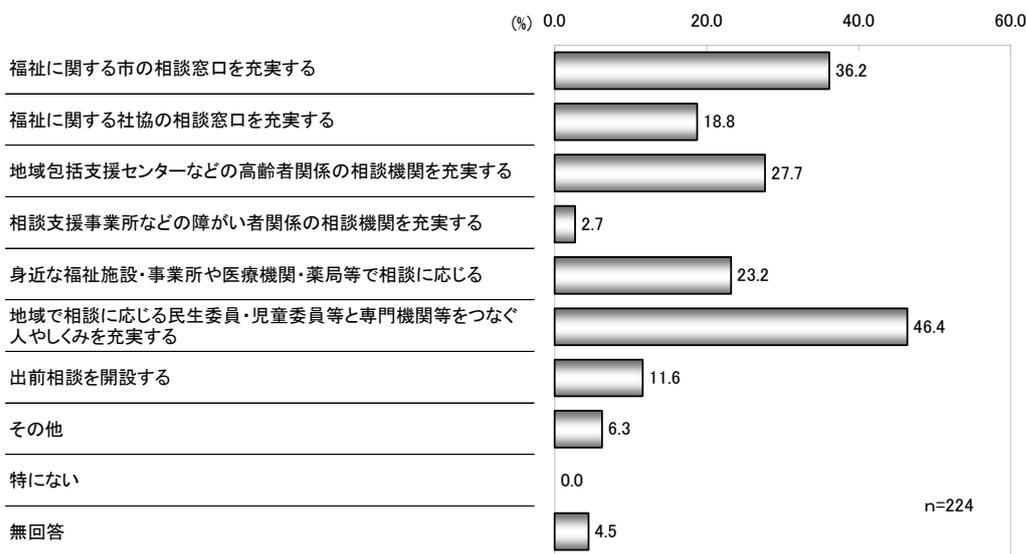
### 4 困りごとを共有し、みんなで解決する まえばし



### 基本目標4-1 情報提供・相談体制の充実

- 市民への情報伝達手段としては「広報まえばし」が最も普及しており、団体アンケートにおいても「いつも読んでいる」との回答が95.5%にのぼりました。社協だより「こんにちは前橋市社協」は79.0%と「広報まえばし」に比べるとやや低下していますが、どちらも普及していることがわかります。最新の情報を提供する市のホームページでは、文字サイズ、文字色の変更、よみあげ、外国語対応など誰もが利用しやすい表示や伝達の方法、操作の方法の工夫などに取り組んでいます。今後も誰もが情報を平等に取得できるよう一層配慮する必要があります。
- 市民が福祉に関して相談しやすくするためには「地域で相談に応じる民生委員・児童委員等と専門機関等をつなぐ人やすくみを充実する」が46.4%と「福祉に関する市の相談窓口を充実する」(36.2%)を超え、最も多い回答でした。地域では民生委員・児童委員、保健推進員等が活動しており、福祉制度や日常生活にかかわる相談を受けるとともに、必要な援助や指導を行っています。関係機関や民生委員・児童委員など地域で相談に応じる人との連携をより強化するとともに、誰もが気軽に相談ができる環境づくりが求められます。

図表 32 市民が福祉に関して相談しやすくするために、何が必要だと思いますか（2つまで選択）



資料：本計画策定のための団体アンケート調査（平成26年6～7月）

- 市社協では、民生委員3人、学識経験者12人を相談員として、毎週月曜日から金曜日に「心配ごと相談所」を開設しているほか、大胡支所とおおとも老人福祉センターで出張相談も行っています。また、市からの委託により、高齢者電話訪問・相談センターを設置し、ボランティアによるひとり暮らし高齢者等の電話訪問を行い、安否確認や悩みごと等に対応するほか、高齢者の電話による相談や福祉の問い合わせに応じています。

## 施策方針1（市の取組）

利用者本位のサービスを推進するため、情報提供・相談体制を充実します。

### 市の取組(事業)

No.	事業	内容	担当課
38	サービスや相談窓口の情報提供	広報まえばし、ガイドブック、市ホームページ、フェイスブック、マスコミ、チラシ等さまざまな手段を包括的に活用し、福祉制度やサービスに関する情報、相談窓口を市民にわかりやすく提供します。	福祉部各課
39	各支援センターの情報誌による情報提供	地域子育て支援センター、地域包括支援センターなどの発行する情報誌により、個別のニーズに応じた情報を提供します。	子育て施設課 介護高齢課
40	ホームページの情報バリアフリー化	文字の大きさや配色に配慮するとともに、音声や複数言語による情報提供を推進し、情報のバリアフリー化(アクセシビリティの向上)を推進します。	市政発信課
41	各種団体への情報提供	老人クラブなど団体へ出前講座を通じて、対面式の情報提供を推進します。	介護高齢課
42	自治会、民生委員・児童委員や相談委員を通じた情報提供の充実	自治会、民生委員・児童委員や各種相談委員への情報提供を強化し、地域での情報提供活動を支援していきます。	生活課 社会福祉課
43	相談対応の充実	各担当課窓口等で相談にあたる職員の資質を向上させるとともに、積極的に地域へ出向く相談など、気軽に相談できる体制づくりを進めます。 また、個人情報の保護に留意しながら、市社協、関係機関等との相談内容の共有化やネットワークの構築による迅速な支援につなげます。	生活課 福祉部各課
44	専門機関との連携	子育て、介護、障害、介護予防、健康づくり、虐待(児童・高齢者・障害者)、ドメスティック・バイオレンス、教育など、多岐に渡る相談や支援に総合的に対応できるよう、情報の収集や専門機関との連携強化に努めます。	福祉部各課 健康増進課
45	身近な相談体制の確保	民生委員・児童委員の活動をより強化するため、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援していきます。	社会福祉課

## 支援方針1（市社協の取組）

支え合い・助け合いを基盤とした市民主体の相談支援体制づくりと相談援助活動を支援します。

### 市社協の取組(事業)

No.	事業	内容
S26	サービスや相談窓口の情報提供	社協だより、ガイドブック、市社協ホームページ、チラシ等さまざまな手段を包括的に活用し、福祉制度やサービスに関する情報、相談窓口を市民にわかりやすく提供します。
S27	相談業務の充実・連携	相談業務の中で困りごと相談等に対応するとともに、必要に応じて専門の機関につなげます。また利用者に有用な福祉情報を提供します。
S28	身近な相談支援体制	心配ごと相談、本所・支所・老人福祉センター等における窓口に加えて地区担当チーム員及びコミュニティソーシャルワーカーが相談に応じます。



### 民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、児童委員を兼ねることとされています。また、民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関する活動を専門に活動する主任児童委員がいます。前橋市では668人が民生委員・児童委員として地域でさまざまな福祉活動を行っています。

＜民生委員・児童委員の主な活動＞

- ・社会福祉に関わる相談に応じ、助言等の援助をします。
- ・援助を必要とする人の意向に沿った福祉サービスの情報提供をします。
- ・福祉事務所など関係行政機関の業務に協力します。

なお、民生委員・児童委員は、相談を受けた内容などについて個人の秘密を守ることが法律で義務づけられています。

### コミュニティソーシャルワーカーとは

「コミュニティソーシャルワーク」はイギリスで提案されたコミュニティ（地域）に焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方です。支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。このコミュニティソーシャルワークを行う人を「コミュニティソーシャルワーカー」と称しています。

## 基本目標4-2 利用者本位のサービスと権利擁護の推進

- 質の高いサービスを利用者が自ら安心して選択し、利用できることが重要です。そのため自分に合ったサービスを主体的に選択するための信頼できる情報が提供されるとともに、契約締結の支援、苦情対応、権利侵害の相談等、サービスの利用者を総合的にサポートする環境が整備される必要があります。
- 福祉サービス第三者評価事業は利用者本位の理念に基づき、支援や援助がどのように具体的に実践されているのか、また達成されているのかを第三者が評価し、その情報を利用者等に客観的に提供するシステムです。県では群馬県社会福祉協議会が推進しています。
- 認知症高齢者や知的障害のある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。後見人制度の利用は広がってきていますが、制度を知らない人もまだ多く、周知が必要です。



### 成年後見制度

自分で財産管理や介護等の契約行為が困難であったり、悪質商法の被害に遭う恐れがある人を法律的に保護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度は、判断能力の程度に応じ補助・保佐・後見の3段階に分かれ、医師の診断書を添えて本人や配偶者などの親族等が家庭裁判所に申立て、補助人等を選任してもらいます。身寄りがいない人等については市町村長に成年後見の申立て権が与えられています。

任意後見制度は、本人が自ら選んだ任意後見人に対し、将来判断能力が不十分になった時の生活や財産管理等に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する制度で、任意後見人と公正証書により任意後見契約を締結しておく制度です。



### 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者等、成年後見制度の対象とはならないまでも判断等の支援が必要な人を対象に、福祉サービスを利用するにあたっての必要な手続きや利用料の支払い、苦情解決制度の手続きなどを、本人との契約により助言・相談、代行、代理等の方法により援助します。

## 施策方針2（市の取組）

利用者本位のサービスと権利擁護を推進します。

### 市の取組（事業）

No.	事業	内容	担当課
46	福祉サービスに関する苦情や意見等への対応強化	市社協、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、県などの関係機関と協力して、福祉サービスに関する苦情等を把握し、改善していきます。	福祉部各課
47	福祉サービスの質の確保	県が実施する福祉サービス第三者評価制度の受審をサービス提供事業者に働きかけていきます。	子育て支援課 子育て施設課 障害福祉課
48	成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援し、権利の擁護を図ることを目的とする成年後見制度利用支援事業を実施します。 判断能力が不十分な人の保護・支援を図るため、市長の法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判等の申立権の適切な活用を図ります。	介護高齢課 障害福祉課

## 支援方針2（市社協の取組）

利用者本位のサービスを推進し、サービスの利用を援助します。

### 市社協の取組（事業）

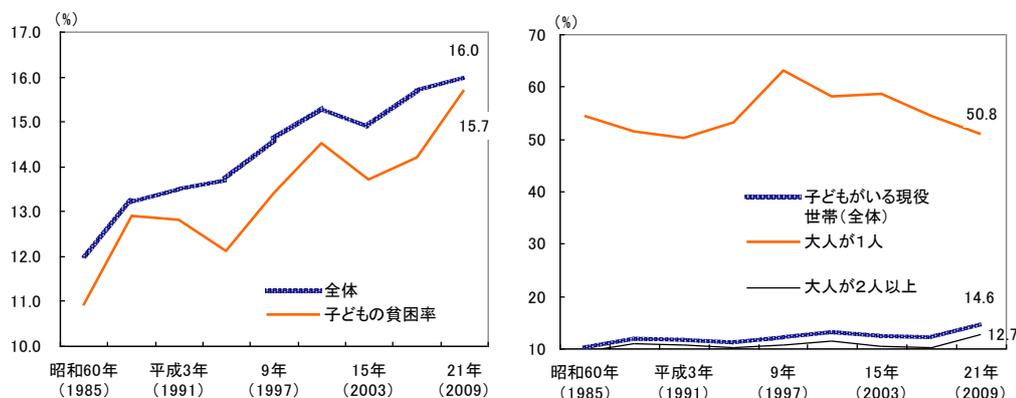
No.	事業	内容
S29	福祉サービスに関する対応	提供する福祉サービスに関する苦情等を把握し、改善に努めます。
S30	福祉サービスの質の確保	福祉サービスの自己評価を行うとともに、継続してアンケート調査を実施するなど質の確保に努めます。
S31	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方の①福祉サービス利用のための手伝い②日常的な金銭管理③書類などの預かりを実施し、利用者の権利擁護を推進します。

### 基本目標4-3 困難を抱える市民の孤立防止

■長引く景気低迷により本市においても生活保護人員と保護率は高水準で推移しており（図表 14）、自立支援が課題となっています。平成 27 年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策として、就労支援などの自立に向けた相談や課題分析によるニーズ把握、計画的な支援などを行うための「自立相談支援事業」、再就職のための「住居確保給付金の支給」が、福祉事務所設置自治体に義務づけられました。本市では平成 26 年度にモデル事業を実施しています。

■子どもの相対的貧困率<sup>5</sup>は 1990 年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成 21 年には 15.7%となっています。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 14.6%で、そのうち大人が 1 人の世帯の相対的貧困率が 50.8%と、大人が 2 人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。この法律は子どもの将来がその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

図表 33 子どもの貧困率の推移<参考>



資料：子ども・若者白書（平成 26 年度版）

■前橋市教育委員会青少年支援センターでは、不就労や引きこもり等の社会問題へとつながる不登校への対応に取り組んでいます。また、臨床心理士の資格を有するスクールソーシャルワーカーによる心理的なサポートも行っています。

<sup>5</sup> 相対的貧困率：

国民を所得順に並べ、真ん中の順位（中位数）の人の半分以下しか所得がない人（貧困層）の比率を意味します。

### 施策方針3（市の取組）

困難を抱える市民の孤立を防止します。

#### 市の取組(事業)

No.	事業	内容	担当課
49	生活困窮者自立のための相談支援体制の構築	生活困窮者の総合的な自立をめざし、相談支援体制の構築を図り、関係機関との連携による各種支援を行います。	社会福祉課
50	子どもの貧困対策	経済的困窮等の事情により、支援を必要とする中学生に対して、学習支援を実施します。	社会福祉課
51	引きこもり等若者への支援	不就労や引きこもり等の社会問題へとつながる不登校への対応を推進します。	青少年課

### 支援方針3（市社協の取組）

市民の支え合い・助け合いと支援組織を結びつけたネットワークづくりを推進します。

#### 市社協の取組(事業)

No.	事業	内容
S32	生活困窮者支援	市と協働し、生活困窮者を支援する地域サポートネットワークを構築します。
S33	引きこもり等支援	地域と連携し、ニートや引きこもり状態にある若者に対する支援のネットワークを構築します。

基本目標4について、市民と市・市社協が共有する推進目標を次のように設定します。

〔推進目標〕

項目名	現状	目標	事業番号
	(平成25年度末)	(平成31年度末)	
1 障害者相談支援事業相談件数	4,153件	4,500件	43
2 家庭児童相談件数	2,639件	3,000件	43
3 自立相談支援事業相談件数	33件 (H26.11末現在)	250件	49
4 学習支援参加生徒の高等学校等進学率	94.1%	99.0%	50

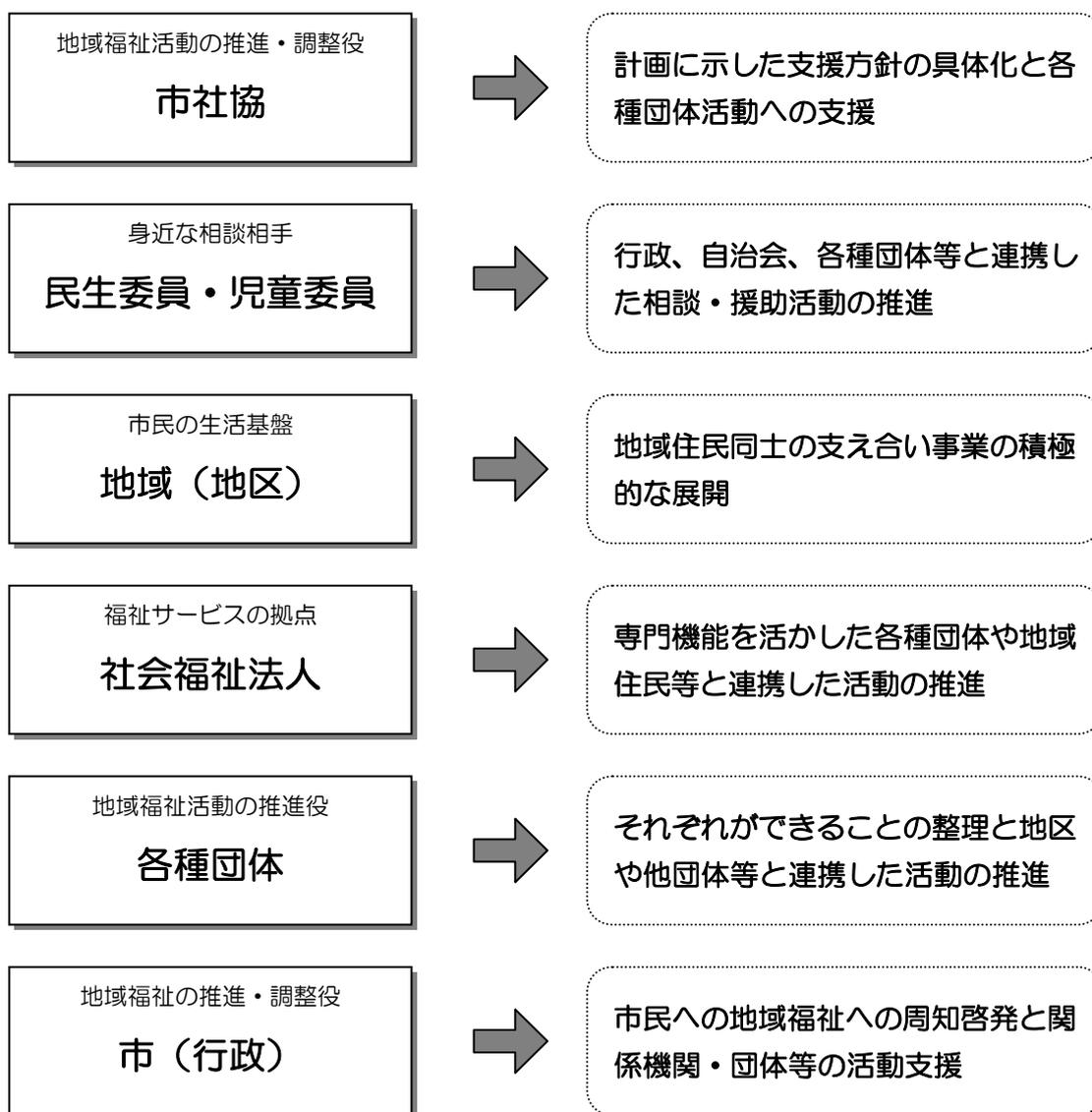
## 第5章 計画の推進





# 1 各種団体の役割と連携

市民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していくとともに、計画の策定に参加した団体をはじめ、各種団体や行政が地域福祉の推進に積極的にかかわることが必要です。



## 2 推進体制と進行管理

地域福祉の推進にあたっては、市民や関係団体等の自主的な取組が大切です。

市は市民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、さまざまな形で協力するとともに、必要に応じて推進・調整を図っていきます。

また、市が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、庁内の福祉・保健・企画・教育・人権・防災・建設・情報部門など、部門や組織の枠を超え、施策の検討・調整を行うとともに、市民や関係団体等と協働で地域福祉を推進します。

計画の評価・検証については、各基本目標の市民と市・市社協が共有する〔推進目標〕により行い、「前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画推進委員会」において一体となって評価を受けるものとし、必要に応じて公表していきます。

# 3

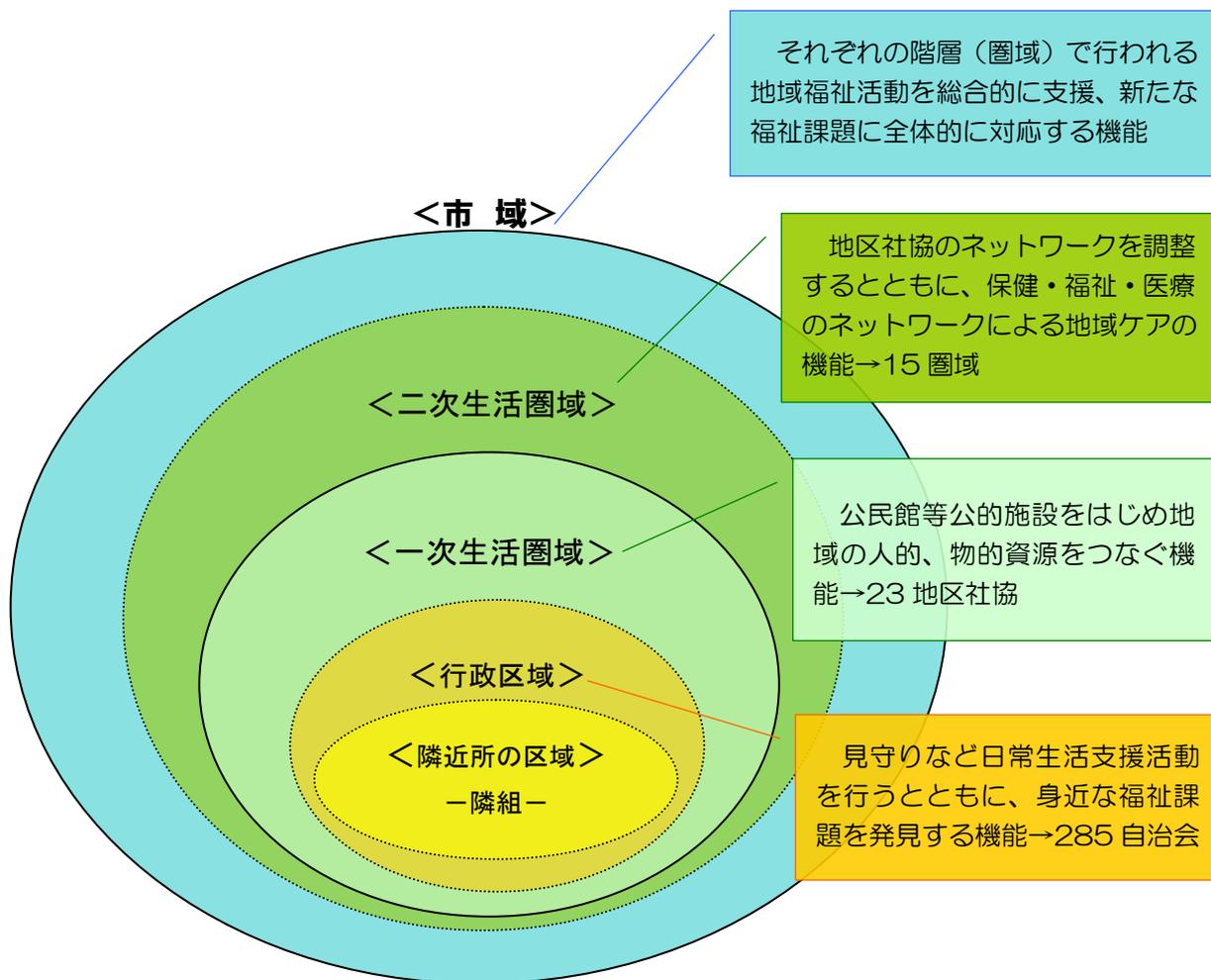
## 圏域の設定

支援を必要とする市民へのサービスの提供や市民を主体とする地域福祉の推進を具体化していくためには、施設配置や人材などの社会資源をいかにネットワーク化し、実効性のあるサービス提供や市民活動に生かしていくかが問われています。

このため、合併による市域の広がり現状をふまえ、施設整備面において、市民の誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられること、また、地域福祉の担い手である市民が利用しやすい、参加しやすい面的な整備の考え方が必要です。

そこで、地区社協を「一次生活圏域」と設定するとともに、次のような階層ごとの圏域設定を行い、それぞれの圏域に沿って、活動を支援する環境づくりを進めていきます。

図表 34 地域福祉推進の圏域設定の考え方



本市における地域福祉推進のあり方を具体的に検討していくにあたり、基礎的な市民活動の単位となる「地域」のとらえ方については、これまでの組織的な活動基盤の活用観点から地区（23 地区社協）を単位とした圏域を基本にします。

## 4 地区の地域福祉活動の経過と今後の進め方

市内全 23 地区の地域福祉活動を紹介します。地域の特長を生かした交流や支え合いの活動が進んでいます。現在、地区別計画の策定に取り組んでいる地区もありますが、第 2 次計画の推進においては、全地区が地区別計画をもとに、地域福祉活動を推進することが期待されます。市社協も関係機関と連携しながら活動を支援します。

### <岩神地区>

- ・岩神地区では、「思いやり・助け合いあふれる地域に」を目標に、高齢者の支援、子育て支援、交流できるまちづくりを進めてきました。
- ・ふれあい・いきいきサロンについては、全町内に設置されており、交流の拠点として工夫を凝らした取り組みが続けられています。
- ・今後も地域づくり事業と連携して、サロン活動の充実・発展や住民同士の助け合い活動などを推進していきます。



サロン部会の研修会

### <敷島地区>

- ・敷島地区では、地区社協を中心に、地域住民・諸団体が連携を図り、さまざまな福祉活動に取り組んでいます。
- ・平成 25 年度からは、地域づくり事業のモデル指定を受け、「思いやり・助け合いあふれる地域に」を福祉部門のテーマにして、活動を進めています。
- ・地域ので、ふれあい・いきいきサロンが全町で実施できることになり、サロンを拠点とした、支えあい活動の活性化が期待されています。
- ・今後も、人と人とのつながりを大切に、地域に暮らすみんなの手で、住みやすいまちづくりを目指します。



視察研修会

### <若宮地区>

- ・若宮地区では、いつまでも健康で仲間と楽しく暮らせる地域を目指し「身近なサロンで楽しみたい」「こどもと高齢者のサロン」をテーマに交流事業を進めてきました。
- ・趣味の会やふれあい・いきいきサロンなど各町の特性を生かした活動から、マス釣り大会など地区全体での行事まで幅広い交流事業を着実に実施してきました。
- ・今後は交流行事の更なる活性化を図りつつ、交流を日常に生かせる支え合いの地域づくりを進めます。



マス釣り大会

### <城東地区>

- ・城東地区では「交流」をテーマに福祉のまちづくりを各団体が進めてきました。
- ・「子ども中心の活動」「老人会の活動」「ふれあい会食会」の交流行事が活発に行われ、「地区内で知り合いが増えた」「地域の情報収集の場」「地域が明るくなり、連帯感が生まれた」等、地域が良くなったと感じられています。
- ・今後は、アンケート結果を踏まえ、交流事業のさらなる充実、各団体の連携やつながりを強くし、少子高齢化社会ではありますが、サロン活動だけではなく、子育て支援活動や地区で取り組む「顔の見える防犯、防災活動」のさらなる充実を推進していきます。



ふれあい・いきいきサロン

### <中部地区>

- ・中部地区では、高齢者や子育ての支援、地域の中で交流できるまちづくりを進めてきました。
- ・ふれあい・いきいきサロンは全町で開催しており、担い手は資質の向上や内容の充実のためサロン交流会等を開催し学びを深めています。
- ・今後は住民アンケートの結果をもとに、要配慮者に対する平時からの見守り活動を進めていくため、町ごとの災害時要配慮者マップに関する取り組みを進めていきます。



ふれあい・いきいきサロン

### <中川地区>

- ・中川地区では、「支えあい・助け合い」福祉のまちづくりを目標に、高齢者の支援、子育て支援、交流できるまちづくりを進めてきました。
- ・今回「中川地区地域づくり検討会」が設置され、これまで積み重ねてきた「地域づくりワークショップ」の結果をもとに、これから「中川らしさを大切にしたい地域づくり」が進められます。
- ・今後、中川地区の活動テーマに沿いながら「支えあい・助け合い」を大切にしたい地域づくりを推進していきます。



地域づくりワークショップ

### <文京地区>

- ・文京（天川）地区では、各町内で交流を進めるとともに、地区全体では、行事による交流をしています。子供から高齢者まで参加できる活動は、長年続いていて定着しています。
- ・住民アンケートをもとに、「誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現」を目標に、「ご近所同士の見守りの充実」「住民同士の情報伝達の促進」「交流事業を支える担い手の育成」を柱として活動していきたいと考えています。



ふれあいの広場

### <南部地区>

- ・自治会、民生委員児童委員、保健推進員、地区内各種団体、行政、市社会福祉協議会と連携し、誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」のため諸事業を展開し地域福祉の向上に努めていきます。
- ・高齢者の孤独感解消、健康の維持増進を目的に、参加のしやすい自治会単位で「ふれあいいいききサロン」「ふれあい会食会」「いきいき長生き教室」を開催し、参加者一人ひとりを大切に、積極的に取り組んでいきます。
- ・自治会単位で見守り活動を推進し、助け合い、支え合いの仕組み作りをすすめます。



春の祭典

### <上川淵地区>

- ・上川淵地区では、子育て世代を応援すべく、子育てサロンを立ち上げて運営してきました。また、茶話会やサロンなどを通して、地域の高齢者の交流を促したり、健康や生活に役立つ情報提供を行ってきました。
- ・今後は、それらをさらに発展させつつ、アンケート結果から見えてきた「防災・防犯のとりくみ」にも力を入れながら、ささえあう地域づくりを目指します。



ふれあい茶話会

### <下川淵地区>

- ・下川淵地区はサロン活動等の交流の場が多く、子どもから高齢者まで多くの住民が地域活動に積極的に参加しており、住民同士の結びつきが強い地区です。
- ・大型商業地化してきている地域ですが「地域で子どもを守る」ために防犯連絡協議会を組織し、青パトや徒歩での防犯パトロールを定期的の実施しています。
- ・今後は、アンケートの結果をもとに地域住民の交流を更に深め、健康な高齢者を維持するとともに、子ども達や支援を必要とする高齢者等を皆で見守る地域づくりを推進していきます。



ふれあい・いきいきサロン

### <芳賀地区>

- ・芳賀地区では、福祉、文化活動を中心とした交流が盛んに行われてきました。いきいき長生き教室が発展し、自治会を中心としたふれあい・いきいきサロンが定着し、地区独自の体操を通じ健康づくりを推進しています。
- ・また、配食サービスや買い物支援の取り組みも、市内でも先進的に進み、ボランティアを中心とした支えあいの仕組みができています。
- ・今後も、より住みよい地区となるために「つながりを生かした助け合いの仕組みづくり」を進めたいと考えています。



七つの祝い

### <桂萱地区>

- ・桂萱地区では「支えあい・助け合い」福祉のまちづくりを目標に、高齢者の支援、子育て支援、交流できるまちづくりを進めてきました。
- ・ふれあい・いきいきサロンについては、毎年3回サロン支援者養成講座を開催し、レクリエーションなど必要な技術を学んでいます。
- ・今後、住民アンケート結果をもとに「防犯・防災、見守り・絆づくり」を目標に、サロン活動等で築いてきた地域の絆を生かし、要配慮者への見守り活動などを推進していきます。



サロン支援者養成研修

### <東地区>

- ・東地区では、「三世代の交流、地区内での仲間づくり、町の交流を地区の交流へ広げていく」福祉のまちづくりを目標に、高齢者の支援、子育て世代への支援、交流できるまちづくりを進めてきました。
- ・ふれあい・いきいきサロンについては、担い手研修会を毎年開催し、新たな担い手の養成に努めています。
- ・今後、住民アンケートの結果をもとに「防災防犯の仕組み、日常からの見守り体制、新たな担い手の養成、子育て世代の支援」を目標に、サロン活動等で培った絆を生かし、住み良い地域づくりを推進していきます。



あずま子育てひろば ～ 地域の子どもは地域で育てる ～

### <元総社地区>

- ・元総社地区では、自治会連合会、地域づくり協議会などが展開する諸事業を通じ、「明るい元総社、元気な元総社」「安全・安心な住みよいまちづくり」を目指しています。
- ・「ふれあいいきいきサロン」は、現在13地区全てで実施されるに至り、自主防災組織を活用した防災訓練や青色パトロール隊などの活動にも積極的に取り組んでいます。
- ・今後は活動を通じて見えてきた課題についても考えながら地域の絆をより一層深めていきたいと考えています。



グラウンドゴルフ大会

### <総社地区>

- ・総社地区は、秋元歴史まつりに代表されるように、市内でも特に地域文化交流を大切にして伝承に力を入れている地区です。
- ・自分たちの地区の歴史に触れることにより、地区の理解と愛着は増し、住民同士の絆は強く、各種交流行事も盛況に行われています。
- ・今後も、地区の伝統文化を継承しつつ、さらに支え合い、安全安心に暮らせる地域づくりを進めます。



秋元歴史まつり

### <南橘地区>

- ・南橘地区では、「地域のかで住み良い南橘!!(思いやり、助け合い)」を目標に、「ふれあいのあるまちづくり」、「助け合い、安心・安全のまちづくり」、「子供を明るく育てるまちづくり」を進めてきました。
- ・ふれあい・いきいきサロン、安心・安全パトロールは全町で実施し、高齢者の見守り活動などを推進しています。
- ・今後「防災や防犯」についても、先進事例を共有しつつ、活動を推進していきます。



ろばたのつどい

### <清里地区>

- ・清里地区では、高齢者や子育て世代の交流を深めるため、全町でふれあい・いきいきサロンを実施し、高齢者同士の交流や地域のつながりを深めてきました。
- ・また、子育てサロンも清里公民館で月2回実施し、交流を通して、子育ての不安や疑問などを共有し、解決していく集まりの場を支援してきました。
- ・今後、サロン活動を継続しつつ「要配慮者への見守り活動」や「若い世代への交流の場の充実」などを推進していきます。



のびゆくこどものつどい

### <永明地区>

- ・永明地区では「支え合う・助け合う」福祉のまちづくりを目標に、高齢者の支援、子育て支援、交流できるまちづくりを進めてきました。
- ・ふれあい・いきいきサロンについては、全町内への設置を目指し、取り組んでおります。
- ・今後、住民アンケート結果をもとに「いつまでも元気に暮らすために」を目標に、サロン活動などを通じた関係性を生かし、要配慮者への見守り活動などを推進していきます。



ふれあいの広場

### <城南地区>

- ・私たち城南地区は、16町の自治会で構成され福祉活動を効果的に推進するため、地域住民が福祉・生活課題等の問題解決に向け取り組んでいます。
- 中でも、安全安心対策部会が取り組んできた、買い物弱者支援対策は、市内でも先進的に「移動販売車巡回活動」が平成26年3月よりはじまり、地域住民の声を形にする事ができました。
- ・今後も、より住みよい地区となるために「助け合いの仕組み」づくりを進めていけるよう心がけていきたいです。



ふれあい・いきいきサロン

### <大胡地区>

- ・大胡地区では、大胡地区社会福祉協議会により、ふれあい広場、ふれあい会食会、知的障がい児者親子バス旅行、サロンリーダー研修会、そして東日本大震災による被災地支援など、幅広い福祉活動を推進しています。
- ・また小地域で福祉活動が推進できるよう、11か所ある自治会ごとにふれあい福祉委員会を設置し、福祉座談会、ふれあいサロンなどを展開しています。
- ・これからも地域のつながりを大切にしながら、防災や防犯に備えるまちづくりについても協議を進めていきます。



福祉座談会～ひとにやさしい福祉のまちづくりの話し合い～

### <宮城地区>

- ・宮城地区ではボランティアを中心とした宮城全体のサロンを年30回開催し、高齢者宅年末掃除、おせち配布事業などを実施しています。
- ・また、みやぎ地域づくり交流会と共にふれあい生き生きサロンを全7地区で実施。自治会、民生委員、保健推進員などを中心に活気のあるサロンが高齢者の交流の場となっています。
- ・今後も安心・安全な地域づくり推進のため福祉に関する情報提供、世代間交流促進の仕組みづくりにも取り組んでいきたいと思ひます。



サロンでの世代間交流

### <粕川地区>

- ・粕川地区ではサロンや関係団体への助成をはじめ、ゲームやポップコーン機等を貸し出し、団体の運営支援や地域でのイベント、地域交流事業に協力をしています。
- ・地域防災では「防災のつどい」(年1回)を開催し、地域住民の防災意識の向上に努めています。
- ・サロンへの参加の対応、担い手の育成、地域や隣保との関係の希薄化などの課題への取り組みを目標化し、今後の活動や支援に努めていきたいと考えています。



ふれあいの広場

### <富士見地区>

- ・富士見地区では、合併前から住民が互いに支えあい、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、いろいろな活動に取り組んできました。
- ・第2次計画においては、地区内の皆さんの意見を踏まえ、さらに、地域のつながりを深め、日頃はもとより万一の時の見守り体制の充実、介護予防活動による地域づくりやみんなで取り組む健康増進も進めていきたいと考えます。
- ・これからも、住民一人ひとりの支えあいにより、地域の方が安心して暮らせるまちづくりを目指します。



サロン研修会



# 資料編





# 1 設置要綱

## 1 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画（以下これらを「計画」という。）を策定するに当たり広く市民等の意見を聴くため、前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関し意見を述べること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 公募による者
- (4) 福祉関係団体に属する者
- (5) 医療関係団体に属する者

2 委員会は、委員16人以内で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(専門部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項の事前の調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

## 2 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画に関する 前橋市・前橋市社会福祉協議会合同検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり必要な事項について協議及び検討を行うため、前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画に関する前橋市・前橋市社会福祉協議会合同検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 第6条に規定する計画策定ワーキンググループにより整理された課題
- (3) その他計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキング)

第6条 委員会の下に各部課担当者レベルにおける計画策定のための機関として、計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置する。

2 ワーキングは、第2条に定める委員会の所掌事務について、調査、研究及び課題の整理をするほか、計画に関する施策の推進のために必要な事項の協議を行う。

3 ワーキングのグループメンバーは、委員会に属する関係所属長により推薦された職員をもって充てる。

4 ワーキングにはリーダー及びサブリーダーを置き、グループメンバーの互選により定める。

5 ワーキングの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

6 議長は、必要があると認めるときは、グループメンバー以外の職員に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 リーダーは、ワーキングで検討した結果を委員長に報告しなければならない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の協議及び検討の経過及び結果について、必要に応じ市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキングの庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキングの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

この要項は、平成26年7月31日から施行する。

別表 (第3条関係)

委員長	福祉部長
副委員長	社会福祉課長
委員	危機管理室長
	生活課長
	こども課長
	介護高齢課長
	障害福祉課長
	健康増進課長
	生涯学習課長
	前橋市社会福祉協議会事務局長

## 2 委員名簿

No.	氏名	所属団体	
1	梅澤 朋子	前橋市社会福祉協議会	副委員長
2	太田 ひとみ	前橋市小中養護学校PTA連合会	
3	大谷 七郎	前橋市老人クラブ連合会	
4	坂本 喜市郎	民生委員・児童委員連絡協議会	
5	下田 るり子	公募	
6	過外 章道	前橋市私立保育園連絡協議会	
7	鈴木 利定	群馬医療福祉大学	委員長
8	土屋 昭雄	公募	
9	寺 嶋 祐子	群馬県介護支援専門員連絡協議会	
10	永 井 武	群馬県在宅福祉サービス事業者協会	
11	中島 かつ江	前橋市ボランティア団体連絡協議会	
12	平 井 勝	前橋市自治会連合会	
13	深 谷 茂	前橋保護区保護司会	
14	牧野 協子	群馬県看護協会	
15	吉原 一美	前橋市子ども会育成団体連絡協議会	
16	吉 邑 玲子	前橋市精神障がい者家族会 あぞみ会	

※敬称略 名簿順位は五十音順

# 3 策定経過

	会議等	協議事項
平成 26 年 8 月 18 日	第 1 回 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画に関する前橋市・前橋市社会福祉協議会合同検討委員会兼ワーキング	(1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計について (2) 第一次地域福祉計画及び地域福祉活動計画の取組状況について (3) 地域福祉に関するアンケート調査結果について (4) 計画策定スケジュールについて
平成 26 年 8 月 26 日	第 1 回 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会	(1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画について (2) 地域福祉に関するアンケート調査結果について (3) 計画策定スケジュールについて
平成 26 年 11 月 17 日	第 2 回 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画に関する前橋市・前橋市社会福祉協議会合同検討委員会	(1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画（素案）について
平成 26 年 11 月 27 日	第 2 回 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会	(1) 第 2 次前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画（中間案）について
平成 26 年 12 月 4 日	関係課ヒアリング	
平成 27 年 1 月 13 日	第 3 回 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画に関する前橋市・前橋市社会福祉協議会合同検討委員会	(1) 第 2 次前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画（素案）について (2) 前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画の愛称について
平成 27 年 1 月 28 日	第 3 回 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画策定委員会	(1) 第 2 次前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画（素案）について (2) 前橋市地域福祉計画及び前橋市地域福祉活動計画の愛称について (3) パブリックコメント（意見募集）の実施について
平成 27 年 2 月	意見募集（パブリックコメント）実施	（平成 27 年 2 月 4 日～2 月 27 日）
平成 27 年 3 月	市長へ計画案を提出	

---

## まえばし福祉のまちづくり計画

第2次前橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画



---

発行日 平成27年3月

---

前橋市 福祉部 社会福祉課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

TEL: 027-898-6142 (直通) FAX: 027-223-8325

メール: shakai\_fukusi@city.maebashi.gunma.jp

---

発行者

社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会

〒371-0017 群馬県前橋市日吉町二丁目17番10号

前橋市総合福祉会館 3階

TEL: 027-237-1112 (代表) FAX: 027-219-0337

メール: info@mae-shakyo.or.jp

---



